

## 農林水産委員会議録 第七号

号

(一九七)

平成三年三月十三日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 大原 一三君

理事 金子徳之介君

理事 二田 孝治君

理事 宮里 松正君

理事 日野 市朗君

理事 石破 茂君

上草 義輝君

北川 正恭君

久野統一郎君

田中 秀征君

星野 行男君

三ツ林弥太郎君

柳沢 伯夫君

小川 信君

北沢 清功君

佐々木秀典君

田中 恒利君

早川 勝君

前島 秀行君

元信 堺君

出席政府大臣

農林水産大臣

出席政府委員

林野庁長官

委員外の出席者

農林水産委員会調査室長

西島 勝君

委員の異動  
三月十三日

辞任

補欠選任

辻本 有二君

田中 秀征君

山内 弘君

小川 信君

北沢 清功君

五島 正規君

早川 勝君

加藤 繁秋君

西岡 武夫君

前島 寛君

元信 堙君

田中 秀征君

山本 有二君

小川 信君

北沢 清功君

五島 正規君

早川 勝君

山内 弘君

佐々木秀典君

元信 堙君

鉢呂 吉雄君

堀込 征雄君

前島 秀行君

有川 清次君

同日

辞任

田中 秀征君

山本 有二君

小川 信君

北沢 清功君

五島 正規君

早川 勝君

山内 弘君

佐々木秀典君

元信 堙君

鉢呂 吉雄君

堀込 征雄君

前島 秀行君

有川 清次君

本日の会議に付した案件

国有林事業改善特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号)

森林法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

○大原委員長 これより会議を開きます。  
内閣提出、国有林事業改善特別措置法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。  
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。日野市朗君。法律案の両案を一括して議題といたします。  
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。日野市朗君。

○日野委員 国有林野の特別措置法、それから森林法が今国会に提出をされまして、やがて当委員会における議了を本日に控えているわけであります。私も今まで何度もこの委員会におきまして、何とか平成三年を国有林野の財政再建元年にできなかいかというようなことをお話ししてきました。一応再建のめどが立つてきましたといいますか、累積債務部分と経常の業務部門ということをしっかりと分けて再建に向かうということで、私も、この特別措置法、それから森林全般にかかる森林法の改正案、これは歓迎をするところでござります。しかし、この内容をいろいろ検討してみますとまだ幾つか気になることはございます。そういう立場から質疑をさせていただきたいというふうに思います。

私は、昨年超党派の議員団でジュネーブに参りました。米の問題でガットを訪れたわけあります。そのとき、すうっと飛行機でヨーロッパの上を飛んでまいりまして、一面の整備された見事な畑地でござりますね、その上をすうと飛んでまいりまして、それはそれなりの感慨があつたわけございますが、そのとき私、もう一つの感慨を持ったのであります。

シーザーの「ガリア戦記」を昔読んだのであります。あれによりますと、ガリア地方なんといふのは一面の森、深い森でございまして、そこでローマ軍が非常に苦戦をする状況なんかが「ガリア戦記」に載つているわけですが、ところが、その面影なんかは今はヨーロッパには全くございませんですね。

そして私、たまたまうちの子供の社会の教科書を見ておりましたら、昔のヨーロッパと今のヨーロッパの森林の分布図が載つておりまして、昔はヨーロッパは一面の森林だったのですね。それがだんだん森林が減ってきて、今やもう皆さんも御

承知のとおり森林と名のつくものは一体どこにあるのかといふような感じがいたします。途中で森林面積がどんどん減つてきて、また森林面積がぐるりとふえる時期があるんですね。その解説を読んでおりましたら、実はそのころベストの大流行でヨーロッパの人口は激減した、こうなつております。どうも人間の営みというものは森とある意味では相反するものかもしれない、こういうふうに私、考へざるを得なかつたわけあります。しかし現在、この現代に生きている我々として、そんなことは言つていられないのです。森は豊かにしながら人間が生きていく、これが私は非常に大切なことだと思うのであります。森が豊かにしながら人間が生きていく、これが私は非常に大切なことだと思います。

日本も豊かな森の国であります。今までの日本の森林といふものを見てみると、日本も豊かな森林の国であつたと言つていいと思うのであります。が、これから日本の森林を守つていくために農水省の果たすべき役割というものは非常に大きいと思うのですが、このように森林二法が今国会に出されまして、森林を保護していくということのあります。しかし、この法案の中にもいろいろと出てくるのであります。森林を守つていく、自然を守つていくということは、私、さつきヨーロッパの例

でちよつと申し上げましたが、開発ということとはかなり二律背反的な意味を持つのではなかろうか、二律背反的な立場に立たされたるのではなかろうかという感じを持ちます。開発が自然の保護か、開発が林地の保護かというようなことは、今社会的問題としても大きく取り上げられておりますので、その点について基本的な立場を伺つておきたいというふうに思います。

○近藤国務大臣 お答えをいたしたいと思いま

先生は今、ヨーロッパ御視察の感想なり、あるいは歴史を顧みて森林の重要性、そしてまた、ヨーロッパに限らず我が國におきましても開発優先の一時期を過ぎてまいりましたが、今地球的規模によつて森林の重要性、環境問題というのが取り上げられておることは御指摘のとおりでござります。

そういう中にあつて、我が國におきましても早くから森林に対する新たな財源を求めるべく水源税の運動を展開してみたり、あるいは基金制度を造成するような運びになつたりして今日まで参りましたけれども、なお今日、林政の抱える基本的な問題がまた大きな問題として今日を迎えたわけであります。

今回、森林二法を御審議いただく過程で私どもは、かねがね国内における最大の問題は、国有林の累積債務といふものをどのように解消するか、このことは国の事業としての責任でなかろうか、こう考えて努力をしてまいりましたが、今回、関係者の理解と御努力によりまして、累積債務と経常事業部門との区分ができる、これがいわゆる財政再建と国有林における森林経営の新たな元年とした、こういう強い決意で実は取り組ませていただいておるわけであります。

その機会に、国有林だけが森林ではございませんので、新たな環境問題を含めて、また経済的に豊かになつた我が國の国民としても、森林機能を十二分に發揮しながら二一歳にこたえていかなければならぬという新しい問題も抱えておるわけ

であります。一千万ヘクタールの人工林を生かして二十一世紀は国産材時代を迎える、このように社会的問題としても大きくなつておきたいというふうに思います。

しかし、当面、我が國の山村なり林業の現状は、林業はどうしても採算性の低下という経済状況にござりますし、林業の扱い手に至りましても、若い諸君が好んで林業に携わつていかない、一方では高齢化をしていく、ある意味では女性もまた御協力をいただいておるという扱い手の問題が、一つは将来的にも当面も深刻な問題として考えていかなきやなりませんし、労働条件の劣悪と言つちや悪いのですけれども、若い諸君に嫌われる三Kの対象にもまたなつておるわけでありますので、労働条件も完備していかきやなりませんし、また山村の環境条件も整備していかきやなりません。そういうようなことを考えながら、国有林と民有林、そしてまた通称川下と言われておる木材関係、山にかかるものを、流域を一つの単位として高能率を上げて万全を期していただきたい、そのように思はれておるわけであります。

森林整備の目標の達成のために必要な基盤整備のためには、林道整備をして、路網の整備を図つていくことが高性能の林業機械の開発、導入にも必要欠くべからざる仕事でもございますし、林業事業体の育成をしていかなければ、また山で働くてくれる人の不足する今日の状況でござりますので、そのような事業体の体质の強化も図つてしまつて、こう思つておるわけであります。

あわせて、流通加工の合理化とか産地形成とか森林・林地の保全対策の強化等をこの機会に改めて総合的に整備して進めていかなければならぬ。これを、いわゆる累積債務を解消し、法律二法を御審議いただく、いわば林業の新たな時代の元年にしたいということを改めて強調させていただいて、努力していきたいと考えておるわけであります。

○日野委員 私の非常に個人的な感性から申し上げれば、これ以上もう開発はいいではないかとい

う考えは持つております。もう山は開発なんということを考えずにつきこんと整備をして、山は山としての機能を果たすべきという考えを持つておりますが、国有林ということがありますと、これは国有林のみならず民有林も含めて、林産物の安定的な供給というような面なんかもありますし、また、山を守つていくにはそれだけの資本投下も大事なこともよく知つております。しかし、そういうことが人種の生存にとって極めて大切なことであるという認識、この上に立つたこれからの森林行政、これを心から期待したいというふうに思います。

そういう意味で、国有林の累積債務対策が講じられていること、これについては私、非常に心強く思つております。私も随分いろいろつぶれかけた会社の立て直しをやつたことがござります。私も弁護士でございまして、破産ばかりさせるのが能ではあるまい、和議とか会社更生だと、何とかそういう手続で、とにかくつぶすな、働くせらるといふことをやりながら、私はいろんな会社の立て直しも今までやつてまいりました。そういうことをやるときに一番大事なのは、やはり会社が生きしていくためにやることと、それから借金払いとはもう切り離してしまえ、借金については何年間棚上げで、そして利子はまけてもらって、元本の何ぼを払うようにして、何とかそこいらまでくれまいかというようなことを債権者の方に頼んだり、そんないろんなことをやつてきたのですが、やはり累積債務を引きずりながら行くということは大変なことであります。

今までの国有林野会計を見てみると、これはまさに借金地獄でありますし、これはもう普通の会社だったらとくに破産、私でも破産しると言ふようなものでございましたが、今度は一応経常の事業部門と累積債務の支払いは切り離して考えることでござりますから、私は、これは適切な方法であろう、こういうふうに考えていまますので、きちんとそこを分けていただきたいと、いうふうに思うのです。

それで、大体今までそういう流れに従つて経常部門と累積債務の処理を二つに分けるのですといふことは、一つの政策としては、そういう政策と

して進んできた。そして、先ほど言いました閣議了解の中でも、財源措置として「これらの自己収入を充當しても、債務処理に要する費用がなお不足する場合には、別途財源措置を講ずるものとする。」こう閣議了解ではかなり鮮明にイメージが出てくるのであります。

では法文上どうなつてくるかということになり

ますと、国有林野事業改善特別措置法の一部改正案の法文を見てみると、これがちょっと見にはなかなかわからぬような形になつていてのでは

ないかというふうに私は考えるわけであります。

その表現されているのは第四条の第三項ですね、「政府は、改善期間において、前二項の規定による

借入金の償還金又は利子の財源に充てるため、予算の定めるところにより、一般会計から事業勘定に繰入金をすることができる。」これがその部分に該当することになるだらうというふうに私は思

うのであります。

この改正案で、今まで「利子の財源に充てるた

め」となつていていたものに「償還金」が入つた、これが非常に大きなポイントでござります。今まで

償還金というものは入つていなかつたが、今度は償

還金も入つた、これは大いに結構。私もこの部分

は、償還金を入れたということは非常に画期的

だ、このことに異を唱えるわけでは決してありま

せん。これは非常に大きい成果だというふうに私

も評価をいたします。

だが、ちょっと問題点もございましょうよとい

うこととござりますから、この条項についてのコ

ンメントアルをやつしていただきたいというふうに思

うわけでございます。それで私、これからそれ

ぞの字句をどのように読むのかということについてお伺いをしたい。これは、後でこれを読む人

たちのためにコメントアルを残しておきたいと思

うのであります。

「改善期間において」というのは、今度改正法によつて新たに策定される改善計画というふうに読んでよろしいわけですね。その期間はどのくら

いであつて、大体、累積債務の解消までの期間がどのくらいであつて、その間のギャップはどのよ

うに埋めたいといふうに思ひながら、ところま

でお話しできればお願ひしたいと思うのです。

○小澤政府委員 今回の法案の内容に盛り込まれております期間でございますけれども、累積債

務、それから事業全体を含めまして収支均衡する

期間を二十年としておるわけでございます。

○日野委員 ここで「償還金又は利子の財源に充

てるため」というのはよろしいでしよう。「予算の定めるところにより」というのは平成十二年度までを指してお

りまして、十年間という意味でござります。

○日野委員 ここで「償還金又は利子の財源に充

てるため」というのはよろしいでしよう。「予算

の定めるところにより」という条項ですね。これ

をどのように読んだらいいのか、いかがですか。

○小澤政府委員 この「定めるところ」と申しま

すのは、一般会計の繰り入れは、毎年度の予算に

おきまして予算措置が講じられることが前提とな

っているものでございます。

○日野委員 この「予算の定めるところにより」

という文言であります。これはこの法律のみな

らず、こういつた法規に関してはかなり広範囲に

見られるところなのですが、大体、こういう用語

例はどういうものとして扱つているのか、政府の

方で何か統一的な基準とか、場合によってはここ

はこういうふうに読みましょうというふうにい

うのです。

うよう承知しております。

○日野委員 これは非常に広範囲に「予算の定め

るところにより」というふうに使われていて、場

合によつては予算を編成する者、つまりここは大

蔵省ということになりますが、その大蔵省が

自由裁量的に出したり出さなかつたりできるとい

うふうには読めないのだということはよろしいで

すね。こう書いてあっても、これは既に林政審答

申、閣議了解と決まつてきて、そして今まで農水

大臣と大蔵大臣との間でのいろいろなきさつが

あつたでありますようが、その話し合いの趣旨を

きちんと生かした上で予算編成をするのであつ

て、大蔵省にフリーハンドを与えたものではない、このように理解してよろしいのでしょうか。

○小澤政府委員 この規定の運用といいますか、

実際でございますけれども、この特別措置法によ

りますと、今までも一般会計からの繰り入れがございまして、これも同じ扱いでございますけれども、予算につきましては、私どもがきちっと要求

をし、そして所定の手続を経て決まるものでござ

ります。

○日野委員 やはり、これを心配しているのは、こ

う申しては失礼だが、随分今の政府はむだ遣いをしておりますからね。海部さんなんか気前がよく、こつちへ何十億ドルだ、そつちにも何十億ド

ルだと金を随分お使いになつておるので、こんな

ことをやつておつたら日本の財政事情はさらにさ

らに悪化していくであろう。これは一時的にはガ

ソリン税だの何だのと言つて糊塗することはでき

たにしても、そんなものがいつまでもいつまでも続くものじゃない。しかも、日本の政府要人がどこかへ行けば、すぐ金をくれという話でございま

しょう。こんなことをやつていたら日本の財政

は、財政上のイロハのイで、そのうちだんだん苦しくなつてくる。もう全体が苦しくなつたから、国有林さん、ちょっと遠慮してくれませんかとい

うようなことになりやしませんかといふことを私は持つから、この法律の条項が大蔵省に対してもどうな

聞きたいのですが、率直にいかがでござりますか。

○近藤国務大臣 条文の解釈は専門家に任せるといたしまして、御心配されるようなことは、平成二年までの累積債務と平成三年度以降とを区分をさせていただいたわけでありますから、先生御承知のとおりであります。

さらに、当然のことながら、債務を負つた国有林野は自分の努力でやれるべきものを、あるいは売却可能な土地があればそれも資産の売却等によって、残りの部分については一般会計から繰り入

れをしていたらしく、そしてまた、経常部門がさら

に黒字になるようなことがあれば、その黒字の部分は過去の累積債務に繰り入れをするということ

はありますけれども、いずれにいたしましても、

林野は自分の努力でやれるべきものを、あるいは売却可能な土地があればそれも資産の売却等によ

つて、残りの部分については一般会計から繰り入

れをしていたらしく、そしてまた、経常部門がさら

に黒字になるようなことがあれば、その黒字の部

分は過去の累積債務に繰り入れをするということ

はありますけれども、いずれにいたしましても、

平成二年までにおける二兆二千五百億の累積債務

というものは、これからも借入金で返済をする

ことになりますと、一時期二兆二千五百億よりも

かかるかも知れない。それでも少なくとも二兆

平成二年までにかかる累積債務から新たな債務

が発生しようと、それは平成二年で起きた累

積債務は今私がお話ししたような形で解消してい

くということでありまして、なおその累積債務

が、また事のいかんにかかわらず経常事業部門に

かぶさつてくるというようなことはあり得ない、

そういう話で今度の区分をさせていただいている

わけであります。

○日野委員 この点については、かなり微妙な点もあるだろうと私は思いますし、大臣がせつかく

そこまでおっしゃるのだから、これ以上さらによ

く解釈が入り込む余地があるのであって、それにつけば、よほど林野庁も頑張つていかないと、こ

いますが、そういう議論になつてくるのだろうと思ひます。とにかく大臣がおつしやつたように、これから農水大臣の御努力というものは非常にこれは大変だらうと思ひますが、ひとつそこは頑張つていただきたいという私どもの希望を申し上げて、それではこの点に関する質問は終わらせいただきります。

では次に、財源として、これは林野、土地の売り払いというようなことが出されているわけでござりますね。これも私、見ますと、林野、土地を売り払う、切り売りであります。まあ事情が事情である、やむを得ないということで、これはしようがないというふうに私も思うのであります。せつかく今まで當々としてこの林野が維持してきたものを売り払うわけでありますから、これは非常に私としても残念だと思いますが、まず、その林野、土地の売り払いの面積、価格、それから具体的な対象というようなものが大体は決まっているのかどうかということですね。いかがでありますよ。

○小澤政府委員 これから国有林野事業がその使命を十全に發揮しつつ経営の改善を行なうために

が、しかし、心痛む仕儀ではあります。せつかく今まで當々としてこの林野が維持してきたものを売り払うわけでありますから、これは非常に私としても残念だと思いますが、まず、その林野、土地の売り払いの面積、価格、それから具体的な対象というようなものが大体は決まっているのかどうかということですね。いかがでありますよ。

では次に、財源として、これは林野、土地の売り払いといふことにはならないようにはひとつの御配慮いたさいますね。これも私、見ますと、林野、土地を売り払う、切り売りであります。まあ事情が事情である、やむを得ないということで、これはしようがないといふことにはならないようにはひとつの御配慮いたさいますね。これも私、見ますと、林野、土地を売り払う、切り売りであります。まあ事情が事情である、やむを得ないということで、これはしようがないといふことにはならないようにはひとつの御配慮いたさいますね。これも私、見ますと、林野、土地を

売り払う、切り売りであります。まあ事情が事

情である、やむを得ないということで、これはしようがないといふことにはならないようにはひとつの御配慮いたさいますね。これも私、見ますと、林野、土地を

○小澤政府委員 この点につきましては、先生御指摘のとおり国有林野事業上の非常に重要な資産でございますので、経営の基本になるものは売り払いの対象にはいたしません。売り払いの対象になりますものは、土地と林地でござりますけれども、これが孤立した小団地であるといふような、土地につきましては、高地価の地域から低地価のところへ移転するようなケースにおいて行なう、それから林地につきましては、都市近郊等でこれが孤立した小団地であるといふようなケース、その他ございませんけれども、そのように、売り払つてしまいましても国有林の経営の根幹に支障を来さないものということを基本に踏まえて実施してまいりたいと考えているところでござります。

○日野委員 それから、皆さんが心配しておられるのは、資産の処分の場合、その公正さといふことに対する非常に強い危惧がござります。最近はそんなことはないのだろうと思ひます。ただつてまいりたいと考えておるところでござります。

○日野委員 あとではできるだけ事業を民間実行に移していくこう、これは「徹底する」という言葉で記載してございますが、まず、この委員会でも今までの論議の中でも随分出ておりましたが、「民間実行を徹底する」といつても、それの受け手があるのかどうか。民間だって労働力は今少ないと

いうのはいつぱいあるわけでござりますね。こ

そな状況によって弾力を持った意味合いを持たなければならぬということではないかなと思われる部分

これは、最小限度の国有林の労働者は残すとい

うことであつても、その最小限といふ言葉、それ

から民間実行の徹底といふ言葉、それはいろいろ

いうところに対する対応をどのようにしていか

れるのでしょうか。

○小澤政府委員 その他のございませんけれども、そのように、売り払つてしまいましても国有林の経営の根幹に支障を来さないものということを基本に踏まえて実施してまいりたいと考えているところでござります。

○日野委員 あとではできるだけ事業を民間実行に移していくこう、これは「徹底する」という言葉で記載してございますが、まず、この委員会でも今までの論議の中でも随分出ておりましたが、「民間実行を徹底する」といつても、それの受け手があるのかどうか。民間だって労働力は今少ないと

いうのはいつぱいあるわけでござりますね。こ

そな状況によって弾力を持った意味合いを持たなければならぬということではないかなと思われる部分

これは、最小限度の国有林の労働者は残すとい

うことであつても、その最小限といふ言葉、それ

から民間実行の徹底といふ言葉、それはいろいろ

いうところに対する対応をどのようにしていか

れるのでしょうか。

○小澤政府委員 民間に事業をやっていただくと

いうケースがあえてまいるわけでござりますけれども、この際に、先生御指摘のように森林施設に押しこな点があつてはならないというように考へておるわけでござります。したがいまして、きのういろいろな手をもつてまいるわけでござりますけれども、この際に、先生御指摘のように森林施設に押しこな点があつてはならないというように考へておるわけでござります。しかしながら、林業事業体の現状からいいますと、必ずしも施設内容に十分対応し得る技術力を有していないというのも見受けられるところでござります。

このために、今後おきまして、林業技士等の専門的知識

識、経験を有する者による施行管理体制の整備の指導、それからまた施業の手引書の作成、配付を行いますとか、さらには契約時におきます技術指導等に努めてまいりたいと考えております。なお、林業事業体みずからも、各種現地検討会、研修会への積極的な参加や毎年の請負業務の積み重ね等を通じまして、技術的集積を高めていただこう努めておるところをございまして、国有林といたしましても、関係団体等が開催する研修会等に講師を派遣するなど、これら事業体の自主的取り組みに対しまして協力、支援等を行い、事業体の技術力を高めていただきたい、このように考えておるところでございます。

○日野委員 いずれにしても、これは累積債務対策ということも含めて人を減らしていくかざるを得ないということに踏み切られておるわけであります。本当に、私は個人的に言えば、これは実のところを言いますと気に入らないんですよ。今まで国有林で養成をしてきた人、これは本当に國有林の大変な財産だし、國有林が営々として努力をしてきた技術水準の上昇、これも大変な財産なんです。こういう技術が、じゃ民間に安直に、すぐにトランスファーされるか、移転されるかといえば、そうはまらないのが実情なんですね。本当に涙を蓄つて馬鹿を見る思いで、これは國有林を守るためにと、このことで人減らしをする、これは本当に心痛むのですが、その減らした人たち、これをちゃんとまた國有林の中に活用していく。これは國有林野の職員から外れたにしても、第三セクターを今つくろうという動きが、やがて当委員会でも審議をしますが、山村振興法なんかでもありますね。それから各地で第三セクターをつくつていこうといふこと、それからOBたちをうまく機能的に組織して、会社にでもして、そしてその人たちに働いてもらつて、そういう人たちを活用していくこと、いうこともやれると思うのですな。私、長野県のみどり産業ですか、ああいう事例なんかも知つてますか、やはりその人たちを使うよりも、今

まで國有林で働いてこられた方々、まだ若いですから、その人たちを十分活用していくという方向に進んだらいかがなものか、こう思います。なお、官、そのことについてはいかがですか。

○小澤政府委員 國有林で長年技術力を蓄えられた方々が退職されましても、大いにその実力を発揮していただきたい、私もそのように考えておるところをございますが、特にこれからは民有林、國有林を通じました林業の活性化を図つていかなければならぬという中で、請負の登録制度などを設立するとか、あるいは地元工場制度など木材の関連のものにつきましてもいろいろと体質強化を図つていく、そういうことの中でこの技能なり技術を有する國有林のOBの方々に大いに活躍していただきたいということをございますので、そのような事業体に参入をしていただく。あるいはまた、最近新しい林業事業体の創設の動きも各地域で見られることもござりますが、このような事業につきまして、育成整備について我々も大いに支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

○日野委員 特措法の方ばかりやつていて、森林法の方の時間が大分少なくなつてしまいりましたが、ちょっとと森林法の関係について伺いたいと思います。

私は、今度の流域ごとにやつていいこうというやり方については賛成であります。大事業でありますから、ひとつ頑張つてやつていただきたいというふうに思いますが、特にこれは市町村と緊密な連絡をとつてやつていかなくちゃいかぬだらうというふうに思います。それが市町村についても、やはり非常統一ある発展ということに直接つながりますので、ぜひとも市町村との緊密な連絡をとつてやつていただきたいというふうに思うのです。國有林と民有林との連絡、それを見るとやつていくシステム、これはどういふことを考えておられますか。

○入澤政府委員 御指摘のとおり、市町村と十分連絡協調しながらやらなければいけませんし、また市町村の行政能力も十分に活用しなければいけぬと思つております。今回の改正でも、市町村の計画の計画事項を拡充しましたし、それから施業の実施認定の認可を市町村にゆだねておりますし、それから林地開発許可に当たつて、知事が関係市町村長の意見を聞くというようなことで大部分割を強化しております。

私たちもとしましては、まず、昔はよくあつたところがたくさんございます。地域森林計画の対象森林を持つてゐる三千七十二市町村のうちで、専ら林務行政を行つてゐるところが六百九十五、合わせて千四百八十四というふうなことになります。市町村といふのは、平成元年、七百八十九市町村ござります。それから、他の職務と合わせた係で見られるところが六百九十九市町村といふことです。森林署の一つの仕事になつておりますので、森林署ごとに市町村と十分相談する窓口みたいなものをつくるなければいけないと思つておりますし、それからまた、流域の地域森林活性化センターあるいは活性化協議会、この中に市町村にも入つていただきまして、十分に市町村と連絡協調をするような仕組みを考えていきたいと思っております。

○日野委員 そこはしつかりシステムとしてつくらなければいかぬと思いますが、私が心配するのは、地方自治体では、今までの国林業に対する施策が後手後手に回つてきているというか、手抜きみたいなものがあつたのではないかと思うのですが、林業に対するウエートが非常に少なくなつてきてるんですよ。中央官庁は農林水産業でありますから、宮城県は農林は農林で独立をして、水産林業部なんです。林業水産じゃないんです。普通だつたら林業水産でしよう。それから、その下に配置されている課も水産関係が多くて、林業なんというのは、こんなことを言うと怒られます。が、ほんのぼちよばちよつといひただけですね。そういうことは各市町村についても、やはり非常に林業関係を重視している、林業でかなりのウエートを占めているところではある程度の人的配置などもやつておりますけれども、そうではないところはどうも兼職でやつてしたり、そういうふうの方の受け手の肩が薄いといひますか、そういうことを私は感じてゐるのです。こういう点、もしいらっしゃるけれども、これはそういつた労働力の面ばかりいろいろアプローチをされましません。そして私、今、日本の林業はそういう意味ではぎりぎりのところに来ていて、辛くもこれまでから立ち直れるかどうかという瀬戸際にいるのを、この間から各同僚委員が、労働力の面からいろいろアプローチをされましたが、どうも担当人がいないでは、これはどうにもなりません。そして私、今、日本の林業はそういう意味ではぎりぎりのところに来ていて、辛くもこれまでから立ち直れるかどうかという瀬戸際にいるのを、この間から各同僚委員が、労働力の面からいろいろアプローチを入れてやつていただきたい部分であります。

それからもう一つ、今度は施業の代行制度を取り入れられる、私は、これは非常に結構なことだと思います。もつと早くやつてもらいたかつたと実は思つてゐるわけなのであります。今までも勧告制度がございましたね。この勧告制度の実績はどうなものであつたか、あと五分しかないのであります。

うですから、できるだけ簡略に。

○入澤政府委員 端的に申し上げますと、今まで勧告を文書で正式に行つた事例はございません。

しかし、これは背景をちょっと調べてみると、早急に間伐、保育を実施する必要のある森林につきまして、正式に勧告する前に森林所有者等に対して、市町村とか林業改良普及員とかそういう人たちを通じて個別に指導している、そのため間に伐、保育を行うという事例がかなりあります。

そのために正式に文書で勧告した事例がないという報告が各県から上がっています。

○日野委員 今までではそういう状況で事实上やつてこられたということでありましょうが、今度はちゃんと施業の代行制度ということは法文上も盛り込まれているわけですね。その中でちょっと私は気になるのですが、その制度の適用があるのは、災害を発生するおそれがある場合といつつの限定がついているわけですね。もちろん、これは私権に関する限りです。しかし、これは単に災害の発生の場合ばかりじゃなくて多少拡大解説もして、余りにも森林をほつたらかしているような人たちの場合は、災害発生なんということばかり言わないで、それはきちんとやれよといふことでやれないものか、いかがですか。

○入澤政府委員 今先生御指摘のとおり、法律上は、私権、私有権の侵害に当たらないようにといふことで注意深く書いておりまして、一遍手続を要するに勧告とか調停とか手続を踏んだ上で裁定に持つていくということになつております。

我々、災害を発生させるおそれがある状態といふのをどういうふうに解釈するかということなのですけれども、具体的には、林分が著しく過密化している、そのため下草が生えていない、それから林内に成長した衰弱木が転がっているとか枯損木が発生しているとか、あるいは表土の流亡が見られる、そういうところについては、今回の裁定制度を適用していくかと思つております。裁定制度は法律上の一つの担保措置でございまし

て、これを最終的な武器として、事前に具体的な指導をして、災害の発生のおそれがあるということをかなり弾力的に解釈しながら、裁定にいかない段階で間伐、保育を進めていくように強力に行政指導したいと思っております。

○日野委員 そこのところはひとつ強力な指導方をお願いしたいと思っております。それから、同じようなことで林地開発の問題についても、水害を発生するおそれがある場合は開発許可を出しませんぞ、こうなっていますね。これも同じように、通常用語例における水害発生と、それから林業を考える場合、林野を考える場合の水害発生というのはちょっと違うのではないか、これはもっと広い意味で解釈して、開発行為に対する規制を行うことも可能ではないかと私は思っているのです。そして、そういう態度であれば恐らく大方の拍手を得られるのではないかとも思うのですが、この点はいかがでございましょうか。

○入澤政府委員 ここも法制局と大分議論したところなのです。かねがね、乱開発の防止を図るという意味から、林地開発許可制度の強化を図らなくてはいけない。昨年この委員会で承認していた

か溢水とかそういうものでございまして、狭い意味での水害というふうに必ずしも理解しなくともいいのじやないかと思つております。

○前島秀行君 国有林の再建元年ということで、林野庁の皆さん、農水省の大臣を初め各職員の皆さんの御健闘を祈つて、質問を終わります。

○大原委員長 御苦労さん。

○前島秀行君 私は、山づくり、山の整備の方を中心、今度の法改正との関係について伺いたいと思つています。

最初の質問は、今度の一連の改正の中で、一つ

は、地域的には流域という一つの地域を単位とする、片方では、国有林等の機能分離、類型化する、こういう形の中、二本立てといいますか、そういう考え方でありますけれども、その考え方そのものはいいのでありますけれども、問題は、その類型化され、機能をそれぞれ分けた中に対してもどういう

山の管理といいましょうか、手立てをしていくかということだろうと思うわけであります。

そういう意味で、四つに機能分類をし、それに對する具体的な管理、施業というのは、一体どういう形で、どんな段階でつづいていくのか、それを個別に具体的にそういう作業計画というものがなされていかないと意味がないと思いますので、

そういう機能分類と具体的な管理の具体化というのはどういう形でやつしていくのか。

それからもう一つは、そういう類型化、それから流域単位という形で、それに伴つて組織等々も

配置をしていくのだ、考え方としてこういう形になつていると思うのであります、そういう面

で、その機能分類の基準といふか根拠、それに対する具体的な施業というか管理の方法、それと、その組織配置との関係について、基本的にどう

いうふうに考えてているのか、まずただしておきました

いと思つています。

○小澤政府委員 先生が今御質問の機能類型でござりますけれども、これは国有林野の使命といふことでございますが、国民の要請をどのように受けとめてまいりたいことから考へまして、森

林の持つております機能を最高度に發揮させたいと、いう観点から類型化してまいりたいということと、この内容は、機能によりまして、国土保全林、自然維持林、森林空間利用林、木材生産林、このように類型化してまいります。

具体的にどのように入れを類型区分するかといふことでござりますけれども、全国森林計画においては、地域的には流域という一つの地域を単位とす

ることでござりますけれども、これは国有林野の使命といふことでございますが、国民の要請をどのように受けとめてまいりたいことから考へまして、森

林の持つております機能を最高度に發揮させたいと、いう観点から類型化してまいりたいことと、この内容は、機能によりまして、国土保全林、自然維持林、森林空間利用林、木材生産林、このように類型化してまいります。

具体的にどのように入れを類型区分するかといふことでござりますけれども、これは国有林野の使命といふことでございますが、国民の要請をどのように受けとめてまいりたいことから考へまして、森

林の持つております機能を最高度に發揮させたいと、いう観点から類型化してまいりたいことと、この内容は、機能によりまして、国土保全林、自然維持林、森林空間利用林、木材生産林、このように類型化してまいります。

具体的にどのように入れを類型区分するかといふことでござりますけれども、これは国有林野の使命といふことでございますが、国民の要請をどのように受けとめてまいりたいことから考へまして、森

林の持つております機能を最高度に發揮させたいと、いう観点から類型化してまいりたいことと、この内容は、機能によりまして、国土保全林、自然維持林、森林空間利用林、木材生産林、このように類型化してまいります。

具体的にどのように入れを類型区分するかといふことでござりますけれども、これは国有林野の使命といふことでございますが、国民の要請をどのように受けとめてまいりたいことから考へまして、森

林の持つております機能を最高度に發揮させたいと、いう観点から類型化してまいりたいことと、この内容は、機能によりまして、国土保全林、自然維持林、森林空間利用林、木材生産林、このように類型化してまいります。

具体的にどのように入れを類型区分するかといふことでござりますけれども、これは国有林野の使命といふことでございますが、国民の要請をどのように受けとめてまいりたいことから考へまして、森

林の持つuptools、森林空間利用林、木材生産林、このように類型化してまいります。

具体的にどのように入れを類型区分するかといふことでござりますけれども、これは国有林野の使命といふことでございますが、国民の要請をどのように受けとめてまいりたいことから考へまして、森

林の持つuptools、森林空間利用林、木材生産林、このように類型化してまいります。

具体的にどのように入れを類型区分するかといふことでござりますけれども、これは国有林野の使命といふことでございますが、国民の要請をどのように受けとめてまいりたいことから考へまして、森

林の持つuptools、森林空間利用林、木材生産林、このように類型化してまいります。

具体的にどのように入れを類型区分するかといふことでござりますけれども、これは国有林野の使命といふことでございますが、国民の要請をどのように受けとめてまいりたいことから考へまして、森

林の持つ setuptools、森林空間利用林、木材生産林、このように類型化してまいります。

等の業務や木材生産の業務等、特定の業務を適切に行う各種のセンターに改組統合する方向で検討しておるところでございます。

○前島委員 機能別に施業計画は立てるのですか。

○小澤政府委員 機能は確かに濃淡がございまして、実際には機能が重複しているケースというのが多いわけでございますが、今の機能分類といふのは、特に比重の高い機能というものに着目して区別してまいりますが、実際の施業計画になりまると、先ほど申しましたように、国土保全林であれば複層林施業等と言いましたけれども、機能の特徴に合わせたものであります。やりますが、その際に森林の状況等もよく見きわめまして、施業計画上はそれぞれの森林にふさわしい計画にしてまいるということでございます。施業の方法いろいろ、それぞれの森林に適するようやつてまいります。

〔委員長退席、宮里委員長代理着席〕

○前島委員 その機能分類はいいですよ。けれども、機能分類して手を抜くところがあつて云々ということだと一番困るので、機能類型した以上は、それに伴つたびしつとした施業管理の方針を立ててもらいませんと、機能分類したことが意味がなくなりますから、その点は重ねて念を押しておきます。

それから、それと組織配置というのは当然かかわつてくると思うのですが、今度の改善計画等々では、官林署並びに担当区事務所は三分の一程度統廃合するのだと言つておられます。先ほどの機能分類、具体的な作業との兼ね合いが当然出てくると思うのですが、この三分の一縮小云々いうものはどんなテンポでいくのか、その機能分類とのかわり合いはどうなるのか、その辺のところをちょっと……。

○小澤政府委員 最初に、機能分類にふさわしい施業をきちっとやるかどうかということでございますが、これはそのようにやつてまいりたいと思つておいでござります。

それから組織につきましては、今後この特別措置法を改正していただきまして、それに基づきまして新規の施業計画を樹立いたすわけでございますが、この計画を策定する中で、これから組織の簡素化なりあるいは改組というようなものを考えてまいりたいと思つております。

○前島委員 次に、要員問題ですが、平成五年二万人、こういう案が出ていて、それに合わせたために特別の措置というのも考えているのですが、この平成五年二万人というのは何を根拠に出てきた数字ですか。

○小澤政府委員 この平成五年度末までの要員規模でござりますけれども、二万人でございますが、これにつきましては、これから平成五年度末までの間におきます事業量の見通し、事業量は縮減するということになるわけでございますが、あらはしまだ事業の民間実行の徹底や事務の外部委託、あるいは事務の簡素化の見通し等を総合的に勘案いたしまして、適切な業務運営が可能な規模として平成五年度末二万人の要員規模を考えているところでございます。

○前島委員 この平成五年二万人というのは、例

の平成四年三月末、五十八歳ですか、あそこの特點であるところから二万人を割るんですよ。だから、私は数を聞いているのではなくして、平成五年、二万人体制が出たときの要員問題はそこで検討する、こうなつておられるけれども、その検討の基準というか基礎というか、何を要素にして検討するのかと聞いておられるのです。

○小澤政府委員 その時点においてのことではございませんが、繰り返すようでは恐縮なんですが、

○前島委員 その間の大綱の中で具体的に出ていけるので、ではその植えつけ部分と素材生産の部分、閲議了解の中では「徹底」と言つておられる以上、五九%、四〇%が残る、そのままといふことはないと思うのですね。数字までは言わないとしても、それならば植えつけの方と素材生産の方ではどちらにウエートを置いた民間徹底になります。

○小澤政府委員 請負実行の拡大の方向で民間実行の徹底を図つていくわけですが、これがなぜかと云ふと、まだ、植えつけが生産かというようなことでござりますとか、あるいは、これらがどのようないい民間実行の状況、また組織の簡素化、合理化等、あるいは事務改善の様子も踏まえる必要があるかもしれませんし、そのような観点から、しかし国有林野事業の使命を果たすために必要な最小限度の要員規模ということで考えてまいりたいということです。

○前島委員 また後で聞きますけれども、

今後につきましては、先ほども申し上げましたように、この際、森林調査等、国有林野の管理経営上直用で行うべき必要最小限の業務につきましては直用で行うことといたしますほか、他の業務につきましては、要員調整の進展状況に即しつつ、逐次請負事業の拡大に努めてまいる方針でございます。

○小澤政府委員 今までも事業実行につきましては、改善計画に基づきまして請負化の推進に努めてきたところでございます。

○小澤政府委員 今後につきましては、先ほども申し上げましたように、この十年間の改善期間中にこの民間の徹底といふのは具体的にどういう形になるのでしょうか。

○小澤政府委員 今までも事業実行につきましては、改善計画に基づきまして請負化の推進に努め

てきたところでございます。

○小澤政府委員 今までも事業実行につきましては、改善計画に基づきまして請負化の推進に努め

てきたところでございます。

○前島委員 その数の問題は、私も細かに、今五十歳から六十歳までの間の年齢別の数をもつてこれを見てけば、自然的に平成六年以降は二万人を割るんですよ。特別措置、平成三年度大体一定の数を予定している、千五百人くらい予定している、こう言いますと、それが実行できれば、ほつといたつて平成六年から二万人を割るんですよ。だから、私は数を聞いているのではなくして、平成五年、二万人体制が出たときに要員問題はそこで検討する、こうなつておられるけれども、その検討の基準というか基礎というか、何を要素にして検討するのかと聞いておられるのです。

○小澤政府委員 その時点においてのことではございませんが、繰り返すようでは恐縮なんですが、

○前島委員 その間の大綱の中で具体的に出て

いるので、ではその植えつけ部分と素材生産の部

分、閲議了解の中では「徹底」と言つておる

ますね。数字はともかくとして「徹底」と言つて

おります。

○小澤政府委員 請負実行の拡大の方向で民間実行の徹底を図つていくわけですが、これがなぜかと云ふと、まだ、植えつけが生産かというようなことでござりますとか、あるいは、これらがどのようないい民間実行の状況、また組織の簡素化、合理化等、あるいは事務改善の様子も踏まえる必要があるかもしれませんし、そのような観点から、しかし国有林野事業の使命を果たすために必要な最小限度の要員規模ということで考えてまいりたいということです。

○前島委員 その具体的な内容等につきましては現在検討中でございまして、まだ数字的に明らかにすることは困難でございますので、差し控えさせていただきたいたいのでござります。

○前島委員 その具体的な数字をこの場で言えないと云ふ点はまあいいですけれども、要するにいろいろ意見を伺うと、生産部門、素材生産部門の

方にウエートを置いた民間徹底だ、これは大体言えると思うのですね。

そこで問題は、その受け皿である林業事業体等々の実態、果たしてそれだけ民間徹底をして國有林、山といふのは大丈夫だろうか、こうなつてくると、その事業体が果たして大丈夫なんだろうかというところにかかると思うのですね。

山をつくる、整備をするという観点から見ると、この請負事業体の実態というのは、林野庁も平成元年度でいろいろ実態調査をしているようでありますけれども、これは民間の民有林の事業体の実態と変わらない。いわゆる高齢化、五十歳以上というのは六〇%以上だという数字ははつきりしているし、あるいは三十歳未満なんというのはわずか三%足らずだ、こういう実態。あるいは経営の規模といつたら、これはもうごく小さい規模だということ。特に素材生産部門に大きな民間徹底を図るという方向であるなら、素材生産の民間事業体の作業員の雇用規模なんといいますと、作業員を十人未満抱えているというのが二八%で、四十人未満といつたら六五%、四十人未満でほとんど九三%。そういうのが林野庁の調べた請負事業体の実態だと思うのです。あるいは、就労時間の問題だと社会保障、社会保険等々の加入状況だと工場制度などの活用を図つてまいりますけれども、同時に、計画的また安定的な事業発注というものが必要でございまして、あるいは緑化用の樹木等、国有林野内の産物の販売や森林レクリエーションなどの国有林野関連事業のあつせんに努めています。さらにはまた、社会保険の加入の促進でございますとか、定休日の定着に向けた指導、啓蒙も必要と考えておりますし、さらには、高性能機械の導入促進が図られるようにロットの安定的な確保、作業方法等にも配慮した請負発注や立木販売の推進等によりまして、地域におきます林業事業体の整備状況に応じました新たな林業事業体創設の支援も含めまして、育成整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○前島委員 要するに、民間徹底をしますと、かなりの量の仕事を事業体にお願いせにやいかぬことだていうものを考えなくちやいかぬだろうと思ふんですね。その点はどうでしょうか。

○小澤政府委員 国有林につきましては、今まで

林業事業体に対しまして登録制度というようなことをやつておるわけでございますが、これによりまして、実態を把握しつつ育成整備のための措置を講じてまいったところでございますけれども、ただいま先生御指摘のように、現状にございましては、經營基盤の脆弱なものもございまして、また労働条件につしましても不備なものも確かに見受けられるわけでございます。さらにまた、雇用する労働力も減少なり高齢化が進んでいる実態にあります。

したがいまして、今後の対応でございますけれども、新たに展開される流域管理システムのもとで国有林、民有林を通じました民間実行体制の整備を進めてまいりたいというように考えてございますけれども、国有林といたしましても、この場合、一般の林政施策と並行いたしまして、この事業体の強化を考えまいりたいと思うわけでございます。

内容的には、もちろん請負の登録制度とか地元工場制度などの活用を図つてまいりますけれども、同時に、計画的また安定的な事業発注というものが必要でございまして、あるいは緑化用の樹木等、国有林野内の産物の販売や森林レクリエーションなどの国有林野関連事業のあつせんに努めています。さらにはまた、社会保険の加入の促進でございますとか、定休日の定着に向けた指導、啓蒙も必要と考えておりますし、さらには、高性能機械の導入促進が図られるようにロットの安定的な確保、作業方法等にも配慮した請負発注や立木販売の推進等によりまして、地域におきます林業事業体の整備状況に応じました新たな林業事業体創設の支援も含めまして、育成整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○前島委員 そうすると、確かに片一方で国有林の再建という課題はあるから、これは事実ですけれども、もう一つの重要な役目である山づくりという面、これについて私は不安でならない、こういうふうに言つてはいるのです。例えば国有林の収入ということを考慮すると、立木販売を促進することはマイナス作用ですね。要するに、付加価値をつけてあれども、これが收入増になるということは、だれしも言つてはいると思うんです。だけれども、今度は、逆に言うと、立木販売すると、民間の人たちの仕事の量はふえるかもしらぬけれども、それが完全に市場の中に行つてしまつて、地元との関係からくると、いろいろな議論が出ていると私はよく聞くんですよ。そうすると、経営という側面と民間徹底という側面が相矛盾してくるわけなんです。そういう中で、ただ仕事量をふやせば、民間の方に仕事を回せば事業体はやつていけるんだということを、民間徹底して事業体は大丈夫だ、こういう根拠に私はよく聞くのです。事業体の方は、仕事を定期的にくれさえすればいいんだ、そうすればやつていけるから大丈夫だ、こう言うのだけれども、私は、それだけでは十分な受け皿の条件にはなつてないというふうに思うわけですね。やはり具体的な手立てを真剣に考えなければ絶対だめだと私は思いますよ。

そこで、大臣、ちょっと大臣の感想というか意見を伺いたいんですよ。先ほど私が言つたように、流域システムで行く、機能別に管理をする、それはいいのですけれども、ちょっと横から勘ぐると、山を守るという観点から見ると、非常に渋淡が出てくる。その人の配置、組織の配置というものは、やはり合理化というものがあるもので、それとも、必ずしも期待にこたえるような一千三百六十も、絶対にございませんし、また技術的にも経営基盤が不安定な状況であることは御案内のとおりでございます。このところをひとつしかり私ども、これからやつていかないと、いたずらに、民間のところを追求せざるを得ない。そして、その請負は机上で計算は成り立つけれども、ここも経営を安定をしていく、そして事業体であるがゆえに労働条件の極めて悪い林業労働者に対して、休日だとかあるのは社会保険制度とかいうものを導入していくには、やはり企業体をきちっと経営するだけの量がなくてはこれに対応できませんし、御承知のような実態だ、それに対する手だては特別に指導して技術の向上も図つていかなければなり

ませんし、機械の導入に対する協力もまたしていかなければならぬと思つておるわけでありま

す。なお、もう一つ、先ほど日野委員からお話をございましたように、国有林の退職者について一つの、これから林業関係に対する協力を求めるべきではないかという御提言がございました。大変いい御提言でございまして、私どももまた、いわば国有林のOBに対してもいろいろ御協力をいただく、その技術をさらに生かしていくこととも考えて、請負の事業体に対して最大限の協力を申し上げて経営の安定を図つていきたいと思うわけであります。

ただ、今先生、山を守るという観点からはどうするのかというお話がございました。ここがまさに実は基本でございまして、ここがなくて経営の安定もできませんし、流域単位にした意味合いもなくなるわけでありますので、ここについてはやはり流域単位、総合的に積極的に私ども努力をしてまいりたい、そう考えております。

○前島委員 ゼビ大臣、国有林の方が減量化をすればいいのだと、林野庁がスリムになつて、あとは民間に任せればいいのだと、こうなつてくると、いわゆる国有林の持つてゐる公益性を事実上放棄したと言われかねないのであるから、ゼビその御配慮を引き続きお願いをしたい、こういうふうに思います。

次に、官民の連携といいましょうか、これが今度の法改正の中の大きな柱といいましょうか、だらうと思うのです。具体的に官民連携といふのは法改正の中でどう位置づけられているのか、どう担保されているのか、その辺のところをちょっとお聞かせ願いたいと思っています。

○小澤政府委員 今後民有林、国有林を通じました森林整備を一体的に推進してまいる必要がござりますが、このためには民有林と国有林が連携をとりながら、同一の森林計画化につきましては同一の期間の計画も樹立いたしまして進めてまいりたいというように考へておるわけでございます。

それで、まず計画を樹立いたします際に、計画の策定者はこの場合、都道府県知事と営林局長あるいは営林支局長ということになるわけでござりますけれども、まず相互に意見を聞いて計画内容の整合を図るということにいたしておるわけでござります。

それから、具体的な実務といたしましては、都道府県と営林局等で会議の場も設けまして十分に打ち合わせを行いまして、民有林と国有林で整合のとれた施業方法あるいは林道の配置等に努めてまいり考えでござります。また、計画の実施に当たりましては、それぞれがその役割を果たしますとともに、地域の林業関係者等により構成されます流域協議会等の場も活用しながら連携をもつて推進するよう指導してまいり考えでございま

す。

○前島委員 特に今言われた地域森林計画ですね、それから国有林の方ですと施業計画になると思うのですけれども、従来は地域森林計画というものは二百五十五というあれだった、それから国有林の方は八十だったわけですね。これが百五十八に統一されて流域単位でいろいろ考へる、ここが一つの大きな柱だらうと思う。

そこで、具体的に官民の協力といいましょうか、あれがどう出でくるか、こういうことだらうと思うのですけれども、地域森林計画、国有林の方の施業計画というのはそれ別々に立てるの

れからすると。かなり從來の体系との変化もあるし、それから地域森林計画を策定する県の方との間の対応のずれも期間的に出てくるわけですね。そのための調整というのはどういうふうにするのでですか。例えば、国有林の方は個別に担当者みたいなものをして対応するのですか。それとも一括、局の方が各県にまたがって対応するのですか。それとも、今度営林署がどういうふうに配置されるのかわかりませんけれども、それの対応というのはどうなるのですか。

○小澤政府委員 県をまたがるのは広域になりますから、これは農林水産大臣が計画を立てるわけでござりますけれども、一括してやります。それから百五十八の流域につきましては、先生がおつしやいましたように、今まで八十と二百五十五ですか、でござりますから、そもそも計画する区域が違つていていたわけでござりますけれども、これからは百五十八といふ、民有林も国有林も含めた流域をまず決めます。その中には当然民有林、国有林両方あるわけでござりますけれども、計画を立てる際に相互に意見を聞くということがまずございます。

それから、具体的には会議の場を設定しようと考えておりますが、民有林と国有林両者が同じテレビに着いてよく意見交換をいたしまして整合のとれた計画を立てたい、このように考へておるわけです。

○前島委員 具体的な点はこれからだらうと思ひますけれども、いわゆる行政の方と林野庁の方の今の組織とのうまい対応がないと、ある意味でいつも逆に矛盾する面もあるし、それから流域といふことで今度は計画単位が膨らんできたのですから、粗雑になる面も私は出でくると思う。

それで、具体的に例えれば、官民が連携をとつてやらなければいけぬ、もうそういう時期に来ているのだということは私はよくわかるので、そうすると、その辺の官民一緒にやるということの重要性は、具体的な、例えば間伐とか林道とか、こういうことになると思うのですね。しかも林政

審の中では、緊急間伐百四十万ヘクタールだといふことでも具体的にされている。ここを官民一体でできるのかどうなのかというところが、本前の参考人の方も、そいつたことを具体的に結になつてやらないと、その指導をしなければ意味がないんだ、こういう発言があつたのですけれども、例えば代表的な一つの象徴的例として、この林政審が指摘しているような百四十万ヘクタールの間伐を官民で一緒になつてやろう、こうなつたときに、それはどこで具体的にそういう協議がなされてくるのですか。あるいは林道問題等々をこれでいくと森林整備事業計画で五年計画の中に出てるだらうと思うけれども、そういうことが具体的に官民一体になつて初めて効果が出てくる。まだもくなつてくる、こういうことになるとは思うんですよね。それでは、具体的に今度の法改正の考え方の中で、そういうのをどこでどういう場面で官民が協議をし実施していく、その保証をする仕組みというのはどうなつているのかと、こうわかるのですけれども、その辺の関係がどうも具体的にイメージとして理解できないのですが、その辺のところをちょっとわかりやすく明確にしてくれませんか。

○小澤政府委員 先ほど申し上げましたのは、計画樹立に際しましての相互に連携をとるということでござりますが、その次は実行の問題であろうかと思います。実行に際しまして、確かにこれから施業は、間伐も含めましてやはり民有林、国有林が連携してやらないと活性化が進まないというふうに考えておるわけですが、その際に、流域の中でこれはまず協議会というようなものを関係者で構成していこうと考へております。その中で、間伐の例をとりまして、林道、作業道の路

網整備の問題がござりますし、それから高性能機械もこれから入つてまいりますけれども、この場合には機械を効率的に動かすためには、どうしても民有林、国有林を一体化したロットの設定が必要であることは間違いございません。したがいまして、そのような路網の整備やら機械の効率的利用という点につきましても十分相互に連携をとつて、打ち合わせをしつつ実施する必要がござります。したがいまして、事業の実行主体は異なることはございましても、これらの連携、整合ということを十分に考えた自主的な運用の仕方を考えたいたいと思いますし、またそのような指導を十分にしていかなければいけないと思つております。

○前島委員 そうすると流域協議会で、例えば間伐の問題だとか林道建設の問題等々、そこを国側も入つてといましようか自治体も入つて、そこで相談して、そこで決めて、そこで実行するという形になるのですか。その流域協議会というのはまだ大きな期待を持つてつくられているわけでありますよね、つくらされているわけです。そのところ、これは自主的なと、こうなつていて、法律で担保されたものはないのでありますけれども、そういうところでの種の議論といましようか、連携といいましようか、あるいは協調といいましようか、そういうものがなされる、こういうふうに理解してよろしいのですか。

○小澤政府委員 先生のおっしゃるとおりかと思ひます。この流域全体の協議会ということになりますと、林業の事業を実行する事業体、林業事業の実行体ということになりますと森林組合とか素材生産業の方とかなりますし、それから当然国有林側からは营林署といふような参加になります。この流域全体の協議会といふことになりますと、必要な経費といふものが出てまいりますから、これにつきましては助成をすることを考えておりますし、それから、協議会で策定された目標なり方針といふものが出てまいりますので、まず、必要な経費といふものが出てまいりますから、これを達成していくべく必要がございますので、この点につきましては、造林・林道

事業の各種の助成措置が適切に活用されるようになります。この協議会の運営につきまして支援をする必要があると考えておりますので、まず、必要な経費といふものが出てまいりますから、これにつきましては、造林・林道

事業の体質強化対策あるいは高性能林業機械の導入でございますとかオペレーターの養成対策等、これらを活用いたしまして、より積極的に支えをしてまいる方針でございます。また、国有林野事業におきましても、この協議会に職員の参画等、これをやりまして、一般行政との連携のものに、国有林の計画的な伐採なり造林などの森林施設の推進とあわせまして、林業事業体に対する事業の安定的、計画的な発注、それからまた技術指導等を通じまして流域林業全体の活性化の先導的な役割も果たしてもらいたいと考えております。そして、このように総合的に対応してまいりたいと思うわけでございます。

○前島委員 それぞれの対策というのも結局、計画をする要するに検討事務資金みたいなもののないで、抜本的なものじゃないと思うし、それから、これから官民一体になるという形の中でいくためにには、この協議会といふものに国が、林野庁が積極的にかかわっていく、リードしていくという姿勢がなければやはり絵にかいだもちだ、官民が一緒になつてやるということが必要なんですから。ただ官林署の職員があそこに一員としてかかわっていくとか参加していくといふだけじゃなくして、積極的にリードしていく、そういう意味だったら、私は、この流域協議会といふものが法律で担保される、保証されるということがあつてしかるべきだったといふふうに思います。一説による法になじまないといふふうなことらしいのですけれども、実態的なことを考えて効果あらしめるためには、いずれにせよ林野庁が先導的役割でリードしていくといふふうに思います。

○小澤政府委員 このような協議会の運営につきましては、組織を配置する中でぜひそのところは考えてほしい、こういうふうに思います。そこで、次は自治体とのかわり合いの問題であります。自治体に対する役割といふものが大きいだけに、自治体の財政負担がふえるぞ、こういう形になつてくる。しかも、こういう山を抱えてこの種の制度、この種のことをやらにやいかぬといふふうな気もするし、林野庁の責任が問われても私はしようがないといふふうな気がするので、この流域協議会に対する林野庁の役割、かかわり方、責任の持ち方について聞かせていただきたいと思います。

○小澤政府委員 このような協議会の運営につきまして支援をする必要があると考えておりますので、まず、必要な経費といふものが出てまいりますから、これにつきましては助成をすることを考えておりますし、それから、協議会で策定された目標なり方針といふものが出てまいりますので、まず、必要な経費といふものが出てまいりますから、これを達成していくべく必要がございますので、この点につきましては、造林・林道

事業の各種の助成措置が適切に活用されるようになります。この協議会の運営につきまして支援をする必要があると考えておりますので、まず、必要な経費といふものが出てまいりますから、これを達成していくべく必要がござりますので、この点につきましては、造林・林道事業の体質強化対策あるいは高性能林業機械の導入でございますとかオペレーターの養成対策等、これらを活用いたしまして、より積極的に支えをしてまいる方針でございます。また、国有林野事業におきましても、この協議会に職員の参画等、これをやりまして、一般行政との連携のものに、国有林の計画的な伐採なり造林などの森林施設の推進とあわせまして、林業事業体に対する事業の安定的、計画的な発注、それからまた技術指導等を通じまして流域林業全体の活性化の先導的な役割も果たしてもらいたいと考えております。そして、このように総合的に対応してまいりたいと思うわけですが、かなり自治体に対する役割、期待が大きいのだけれども、片やその自治体の実態から見ると、計画する段階ぐらいで実施とおなじで、流域協議会に官民一体の大きなウエートがある、こう思うのですけれども、これに対する林野庁の対応といいましょうか役割といふふうにかかるのです。これはどういうふうにかかわってくるのですか。

○前島委員 はつきりしないのですけれども、ま

対応していく必要があるというように考えております。

主なものをお申し上げますと、平成三年度から新たに市町村森林整備計画の策定費を予算に計上いたしまして計画事項の推進を図つてまいります。平成三年度からはこの推進のため、新たに施設共同化のための協議会の開催、あるいはまたモデル団地の設定等を内容といたします森林施設共同化等の促進特別対策事業を興します。また、技能研修等を内容といたします林業労働力育成確保特別対策事業、それから高性能機械の導入等を内容といたします林業事業体体质強化対策事業、さらにまた作業労務の整備等を推進いたします林業基盤緊急整備事業、これを実施いたしますほか、事業内容を拡充した林産物の利用促進のための施設の整備を推進いたしますために、国産材产地体制整備事業を行うこととしておるわけでございます。

また、間伐や保育の裁定にかかります分収育林の推進のために分収育林取得資金の融資対象者に新たに市町村を加えることにしております。さらにもう以前の段階でできていたと思うのです。そこで、今度は逆に今度のことでもつて自治体にその分をかなり期待をしている。その自治体も御承知のように財政状況というのではますます厳しいことは間違いない。しかも、この事業をやらなければいかぬところは過疎地域だという実態から見るとどうしても、ゼロとは言わないので、もつと抜本的な自治体に対する手立てだと、あるいは制度を実効あらしめるためには、もつと根本的なものをこれ以上にやらないと、いろいろな制度を考えてもその効果というものは十分期待できないのじやないかというふうに思えてならないわけなのです。その面で、ぜひその辺のところを考えてほしいし、先ほどの説明ですと、いろいろな事がついているけれども、まだまだ十分でないし、私は、自治体から必ずその声が上がつてくるよう気がするのです。その点もう一度改めてお聞きしておきたいと思います。

○前島委員 分収育林制度、代行制度だつて実際は自治体は金がかかるんですよ、やるときには。それが何年後に返つてくるかわかりませんけれども。その他、今度の法改正に伴つていろいろ新しい制度をつくった、事業をやつたと言われて、けだらうと思うのです。あとは結局既存の補助金だけとか既存の融資制度をうまく活用してくれといふのが主流だらうと思うのです。

そして特に、先ほど言つた事業体の民間の方といふのは、要するにともと林業の実態から見て財政的に余裕がないから今日まで放置されてきている、進んでいないといふ事情が根底にあるわけであるけれども、いわば伝家の宝刀だと言われるけれども、自治体が本当にやらなければ、これは刀がさびちやつて何の意味もないんですね。そうすると過去の勧告制度と全く同じなんですよ。いつでもやるぞ、できるんだよとやつて見せなければ伝家の宝刀の効き目がないんですよ。そういうことを考へると、この制度をもし自治体がやろうとしたときに、まあ分収育林制度ですか、いざれはそれを売つて返つてくるかもしらぬけれども、本当にいざというときに、水害

等々という一定の規定があるにせよ、これは緊急性ということですわな、さつといつでもやらなければいかぬということになつてくるときに、これをやろうとしたときに、自治体は一銭も金がかかるのであります。既存の補助金、今言われた分収育林制度の自治体に対する整備からすると、一銭も金がかららずにこの制度は実行できるのですか、自治体がやるうとしたら。

○小澤政府委員 これはやはり代行する場合に費用がかかるわけでございます。したがいまして、その費用の手当でというものを、融資なり造林上活用させていただきたいというように考えているわけであります。

○前島委員 分収育林制度、代行制度だつて実際は自治体は金がかかるんですよ、やるときには。それが何年後に返つてくるかわかりませんけれども。その他、今度の法改正に伴つていろいろ新しい制度をつくった、事業をやつたと言われて、けだらうと思うのです。あとは結局既存の補助金だけとか既存の融資制度をうまく活用してくれといふのが主流だらうと思うのです。

そして特に、先ほど言つた事業体の民間の方といふのは、要するにともと林業の実態から見て財政的に余裕がないから今日まで放置されてきている、進んでいないといふ事情が根底にあるわけであるけれども、いわば伝家の宝刀だと言つて、実効といふ面について見ると、私は、そんなに期待できないといふ面があるわけです。もともと林業というのは財政的にピンチに追い込まれて、いるわけですから。そういうものを手だてをしない限り——ゼロとは言いませんよ、いろいろあることは事実ですけれども、そういうものをもっと手だてをしない限りは、いろいろない制度をつくりたつて、結局実効といふ段階、効果と

いう段階になつてくると不可能になつてくるんですよ、実際問題、既存のものに頼るということでしたら、既存のものに頼つて大丈夫だというなら、もう以前の段階でできていたと思うのです。

それで、今度は逆に今度のことでもつて自治体にその分をかなり期待をしている。その自治体も御承知のように財政状況というのではますます厳しいことは間違いない。しかも、この事業をやらなければいかぬ施策だらうというふうに私は思うのです。特に農業問題でもそうですが、これにはいかぬわけですから、そういう意味では国づくりという面で非常に大事だらうと思うのです。しかし、山づくりという面で非常に大事だらうと思うのです。だから持つてくれればかわり得るかもしらぬ。だけれども、山といふものは外国から持つてくるわけにはいかぬわけですから、そういう意味では国づくりという面で非常に大事だらうと思うのです。

今回の改正の中で、一般会計から金を入れていくうちに最優先してしまつて、すべての主流であつて、山づくりといふものは後からくつついで、山づくりといふ面から見ると、まず債務処理、それから国有林会計は赤字を出すまいというものがすべく、悪い言葉で言うと二の次かなといふ面があると私は思えてならないわけなんです。また、そういう筋道をあけたという意味で非常に評価するが、先ほど御説明した新しいものもござります。それから、やはりこういうものを本当に活性的に動かすためには、参画する人たち、また私ども行政を担当する者、関係者全体が熱意を持つて取り組むということも必要であろうと思いますし、そのような中で具体的に推進してまいりたいと思うわけでございます。各制度、助成措置等につきましても、今後、また関係者の御意見も聞きながら、またアイデアも求めながら拡充強化といふことにつきましても考えてまいりたいと思うのですが

そういう意味で、我々が従来の認識を打ち破る努力をしていく、その先頭に大臣がなつてもらう、農林省といふ役所がそれについていく、そして山づくりといふ面では我々が与野党を超えて声を大にして応援団として参加していくということではないと、この山づくりの問題、国有林の処理の問題もうまくいかないと私は思うのです。確かに努力でもつて穴があいたけれども、具体的にあれると、二兆三千億が本当に消えるのかなということになつてくると、不安の部分がついて回ることは事実だらうと私は思うのです。そういう面

が多いためですから、やはりどうしてもそういう観点というのを求めざるを得ない。特に、この国づくり、本当にこれから先進国の条件を整えていくためには、この山といふのは絶対的に優先されなければいかぬ施策だらうというふうに私は思うのです。特に農業問題でもそうですが、これはいろいろ議論がありますけれども、食糧といふのはある意味では、私は反対ですけれども、外

と思います。

○近藤国務大臣 大変激励をしていただき、また各方面から御意見をちょうだいして感謝をいたしております。

累積債務のことはもうこれ以上申し上げませんが、これから実効が上がるか否かという問題点について御心配の点の御指摘がございましたけれども、私も長官とのやりとりを聞かせていただけて、流域単位だけは何としても成功させなければならぬ、ここにまず魅力を持たせるという内容にしていくことを今考えながら来年度予算に向けて、またこの辺の整備をどのように支援を、流域単位というものを決めたのだから、ただ従来の手法だけで、補助率だけで、採択基準だけという事ではなしに、新たに流域単位になつたということを考えて来年度予算要求に向かって努力をしてみたい、そして実効の上がるものにしていきたい。川上あつてのことではありますから、川上を大事にしていくことが、当然のことながら川下もまた生きていくことでもありますし、公益的、社会的な機能を経済以外に持ち合わせておるのが森林であるということを十分認識をいたしておりますので、努力をしていきたいと思います。

○前島委員 終わります。

○大原委員長 午後一時から委員会を開催することとし、この際、休憩いたします。

午後零時五分休憩

午後一時一分開議  
○大原委員長 休憩前に引き続き会議を開きま  
す。田中恒利君。

○田中(恒)委員 国有林の改善特別措置法、昭和五十三年に発足いたしまして五十九年と六十二年、今度で三回目の改正であります。いずれも私どもこの改正に参加してきましたが、なかなか大変な状態の中の改善計画ですから、一

定の前進はあった面もありますけれども、やはり

自助努力を中心にも相当減ってきた、営林署の統廃合もやつた、機械合理化などやることは相変わつたように思いますが、現実には赤字はますます膨大になりました。そういう意味ではやはり失敗をしたと思います。

そういう反省の上に立つて、今回、私どもとしては前々から一般会計からの繰り入れということを相当地強く言つたつもりであります。今度一般会計から債務の分について繰り入れる、こういう会計上の区分という問題が入り込んだ。私どもは前向きの改正だと思っております。このことを中心にして審議がなされてきておるわけであります

が、大臣、もう三度目ですから、あなたのときにはどうしても国有林、少し前向きの方向に向けさせなければいかぬと思うのですが、それに対するあなたの御抱負といいますか、反省の上に立つて、こういう方向で国有林の経営管理というものを持つてまいりまして、念のために、たくさん的人がお聞きしておりますけれども、重ねてお尋ねをしておきます。

○近藤国務大臣 過去何回か国有林の改善に挑戦をしてまいりましたけれども、元本に対して一般会計から繰り入れをするというのが実は今回初めてのケースでございます。このことは、一つはとりもなおさず国有林の持つ重要性というようなものをお各方面から認識をいたしました。こう理解をいたしております。

私は、累積債務の分については、解消することについて、一般会計からの繰り入れの導入を含めてそれほど実は心配をいたしておりませんが、これから経営事業部門について、これが健全経営を行われるかどうかということにつきましては相

当真剣に取り組まなければならぬかと思うわけであります。累積債務は経営事業部門から出た債務でありますから、今後赤字を出さないで健全な経営ができるという面につきましては相当真剣に取り組んでいただかなければなりませんし、また、そのために新たな観点で私どもは支援をしていき

たい。

どちらかというと、山全体につきましては、や

はりこの累積債務という赤字の部門を持つておる

と人間の調和の中に森林がどれほど大きな機能を

果たしておるかということだろうと思ふのです。

だから、林政全体が公益性というものを前面に

当やつたように思いますが、現実には赤字はますます膨大になった。そういう意味ではやはり失敗をしたと思います。

そういう反省の上に立つて、今回、私どもとし

ては前々から一般会計からの繰り入れというこ

とを相当地強く言つたつもりであります。今度一般

会計から債務の分について繰り入れる、こういう

会計上の区分という問題が入り込んだ。私どもは

前向きの改正だと思っております。このことを中

心にして審議がなされてきておるわけであります

が、大臣、もう三度目ですから、あなたのときには

どうしても国有林、少し前向きの方向に向けさせ

なければいかぬと思うのですが、それに対するあなた

の御抱負といいますか、反省の上に立つて、

こういう方向で国有林の経営管理というものを持つてまいりまして、念のために、たくさん的人がお聞きしておりますけれども、重ねてお尋ねをしておきます。

○田中(恒)委員 大臣がおっしゃるように、元本の繰り入れ、累積赤字がなくなつていくといふことによって国有林が再生をしていくといふふうになれば、私は非常に結構なことだと思うのです。私ども自身もこの委員会の審議の中で、それについてまだ確たる確信を持つて至つていなか、審議の内容もその辺まだもたらしておるところがあ

るよう気がしてなりませんので、そちらのところは私もそういう意味で質問させていただくわけ

であります。

○田中(恒)委員 大臣がおっしゃるように、元本

の繰り入れ、累積赤字がなくなつていくといふこと

によつて国有林が再生をしていくといふふうに

なれば、私は非常に結構なことだと思うのです。

私ども自身もこの委員会の審議の中で、それにつ

いてまだ確たる確信を持つて至つていなか、審議

の内容もその辺まだもたらしておるところがあ

るよう気がしてなりませんので、そちらのところ

は私もそういう意味で質問させていただくわけ

であります。

そこで大臣、これから山の林政というも

のは、従来のように木材とか林産物などの経済財と

してと同時に、公共財といふ二つの側面があるわ

けですけれども、林業政策というのはどうも金で

はない、これからいろいろ一般会計中心に財政援

かるためには金が要る、投資が必要だ。その金を

も、稼げど稼げど累積債務という重い荷物にどうも引きずられるというような感じがあつたのではなかかなという精神的な面も実は感じておるわけありますので、今後現場で働いておる皆さん方から一生懸命努力をしていくと同時に、そのための支援をまた今後引き続きしていかなければなりません、そう考えております。

私は、そういう意味では山の持つ公益という機

目を新たな一般財源を要求するのも多少は引け出していく。しかし、その森林をつくるため、育

ておるためには金が要る、投資が必要だ。その金を

だれがどういう方法で負担をしていくかというよ

うな問題が、これから林政の当局者にとっては大きな課題になつていくと思うのです。ですから

私は、そういう意味では山の持つ公益という機

能、公共財であるというものをもう少し具体的に示していかなければなりません。

私は、非常にマクロ的であります。あれではな

くて、あれよりも細分化した、ミクロ的に細

かい分野にわたつて森林が持つ公益的な機能といふね。私ども飛びついたわけでありますけれども、あれは非常にマクロ的であります。あれではな

くして、あれよりも細分化した、ミクロ的に細

かい分野にわたつて森林が持つ公益的な機能といふね。私ども飛びついたわけでありますけれども、あれは非常にマクロ的であります。あれではな

くして、あれよりも細分化した、ミクロ的に細

かい分野にわたつて森林が持つ公益的な機能といふね。私ども飛びついたわけでありますけれども、あれは非常にマクロ的であります。あれではな

くして、あれよりも細分化した、ミクロ的に細

かい分野にわたつて森林が持つ公益的な機能といふね。私ども飛びついたわけでありますけれども、あれは非常にマクロ的であります。あれではな

くして、あれよりも細分化した、ミクロ的に細

かい分野にわたつて森林が持つ公益的な機能といふね。私ども飛びついたわけでありますけれども、あれは非常にマクロ的であります。あれではな

れほど森林に対する考えが非常に変わってきた。

これが大臣もよく言われる環境問題ですね、自然と人間の調和の中に森林がどれほど大きな機能を

果たしておるかということだろうと思うのです。

だから、林政全体が公益性というものを前面に

当やつたように思いますが、現実には赤字はます

ます。それは林野庁は専門担当機関だから林野庁

だめだと思う。やはり大学とか研究所とかそ

ういうところの知恵をかりて、森林の持つ公益機能

がある程度やりましょうが、私は林野庁だけでは

こいつになるんだ、こういつたものを明らかに

にしていく作業が、きょうあすというわけじゃあ

うものにはこういうものなんだ、数字で示せば

こいつになるんだ、こういつたものを明らかに

にしていく作業が、きょうあすというわけじゃあ

うものにはこういうものなんだ、数字で示せば

こいつになるんだ、こういつたものを明らかに

にしていく作業が、きょうあすというわけじゃあ

うものにはこういうものなんだ、数字で示せば

こいつになるんだ、こういつたものを明らかに

にしていく作業が、きょうあすというわけじゃあ

コンセンサスも得られてきた、こう理解をいたしました。

さて、具体論になつて、山に対する施策をどう

するかとかそういう個別論になりますと、やはり財政的な支援を一般会計から求めていかなければならぬという問題になりますと、結論だけではなかなか理論武装が整わないと言つていなかなれば具体的論として、今先生の御指摘のように、価格的に定量的に土砂崩壊の役割をどのように評価をするか、あるいは資源にかかる役割をどのようにしているか、また地球環境上の問題等も実はいろいろ大きな役割を公益的にしておるわけありますから、この問題については、今後山全体をつくりしていくためには具体的な、財政的な支援をしていくために予算要求をしていかなければなりませんけれども、その分析を定量的にどのように判断をしていくかという分になりますと、林野庁も極めて頭脳明晰な職員ばかりでありますけれども、必ずしもそれ専門に携わるわけにはまいりませんので、先生のお話のございましたように、大学なり学者なりといふものに依頼をしなければならない、そう考えて、今事務当局にその準備を指示いたしておりますので、可能な限りこの公益的な機能の価値といふものを、国有林の経済ベースだけではない役割を果たしている分について、國民の税金もひとつ使わせていただきたい、そう考えておるわけであります。

○田中(恒)委員 ぜひやつてください。私も時々営林署へ行つて、署長さんや職員の人に、あなた方の仕事の内容、大体どういう方面にどういうふうに仕事をしておりますかと質問をすると、国有林は赤字で弱つておるんだがどうだなどと聞きました、先生、一番大きいのは人件費だ、人件費で、人によつて違つけれども、場所によつて違いますか、山の仕事をしておるのは三分の一とか半分しかやつておりませんといふ人が案外多いのです。あとは、管理のためのこととか、地域社会との関係とか役場とか森林組合とか、そういう関係の仕事は非常に多いのですよと、特に国有林の関係者

の場合は言うわけですから、私は国有林についておるわけあります。

さて、具体論になつて、山に対する施策をどうするかとかそういう個別論になりますと、やはり財政的な支援を一般会計から求めていかなければならぬという問題になりますと、結論だけではなくなかなか理論武装が整わないと言つていなかなれば具体的論として、今先生の御指摘のように、価格的に

定量的に土砂崩壊の役割をどのように評価をするか、あるいは資源にかかる役割をどのようにしているか、また地球環境上の問題等も実はいろいろ大きな役割を公益的にしておるわけありますから、この問題については、今後山全体をつくりしていくために予算要求をしていかなければなりませんけれども、その分析を定量的にどのように判断をしていくかという分になりますと、林野庁も極めて頭脳明晰な職員ばかりでありますけれども、必ずしもそれ専門に携わるわけにはまいりますから、この問題については、今後山全体をつくりていくために予算要求をしていかなければなりませんけれども、その分析を定量的にどのように判断をしていくかという分になりますと、林野庁も極めて頭脳明晰な職員ばかりでありますけれども、必ずしもそれ専門に携わるわけにはまいりますから、この問題については、今後山全体をつくりしていくために予算要求をしていかなければなりませんけれども、その分析を定量的にどのように判断をしていくかという分になりますと、林野庁も

それで国有林は、これから保全林ですか国土の保全林、それから自然維持林、森林空間の利用林、あるいは木材の生産林といったような四つの機能に分けて、それに基づいて管理をしていくといふことになつておるわけですが、その際に、それぞれの機能ごとの森林に対する経費の負担と、いうものが若干変わつてくるのじやないかと思うのです。そういう経費の負担が機能類別にどう

いうふうになつっていくのか。

あるいは施業、これは国有林の場合は訓令といふことで森林の經營規程というものがありますが、私も持つておりますけれども、なかなか膨大なものが。あの經營規程といふのは相当昔からの古いものでけれども、この種の事業ではあれは事業法的な性格を持つておるのだが、訓令といふのはどういう意味なのかと実は前々から思つておりますが、それは別にしまして、これは今度変わらなければいけませんね。いつごろまでに新しい訓令といふか經營規程を変えるつもりか。そして、機能別に非常に大きな幾つかの特徴のあるポイントがあると思うのですよ。これが施業の内容になるんだ。それの特徴点について長官の方からひとつお願ひします。

○小澤政府委員 お答えいたしました。

機能類型につきましては、今回これらの中

有林野事業の施業の方針に反映させるために分類を行つてございますけれども、今のお尋ねは、どのような手続的なといいますか、スケジ

ールというようなことでお尋ねだと思いますけれども、私ども、現在このように考えておるわけでござります。

国有林の施業計画の樹立手続につきましては、先生が今御質問ございました国有林野經營規程によりまして行つておるわけでございますけれども、この国有林野經營規程につきましては改正を必要とするわけです。現行の經營規程につきましては、この今回の法案の改正後に改正をさせていただくということになりますけれども、まずその改正をいたしまして、それから機能分類の手法といふのをそこで明確にする必要がございます。そうしまして、国有林のそれぞれ属地的な、要するに森林ごとに施業計画を樹立していくことをすれば、またこの際には市町村の意見も聞きまして類型を確定していくわけでございます。ただ、この時期的な問題につきましては、私ども、現在平成四年度にこの類型の確定を行いたいというよう考えているところでございます。

なお、これの類型をいたしました上で、このような機能にふさわしい施業を開拓していくわけでございますし、また、あるいは共通するような林道その他の基盤整備も実施してまいりたいと考えておりますけれども、これらにつきましては施業計画を樹立いたしまして、その計画が目標どおりに目標に沿つて実施されるような観点から、経費につきましては計上いたし、事業の実行をいたしておりますけれども、これらにつきましては施業計画を樹立いたしまして、その計画が目標どおりに目標に沿つて実施されるよう観点から、経費につきましては計上いたし、事業の実行をいたしました。この法律ができると基本計画をつくるでしょ。それは中央ができるし、地方も數は大分違つてしますけれども、できますね。それと並行して国有林の經營規程、これも進められていくということになります。それが平成四になるということなんですか。

○田中(恒)委員 基本計画はつくつてきますね。この法律ができると基本計画をつくるでしょ。それは中央ができるし、地方も數は大分違つてしますけれども、できますね。それと並行して国有林の經營規程、これも進められていくということになります。それが平成四になるということなんですか。

○小澤政府委員 国有林野關係の經營規程そのものは、そのものの改正は、今回森林法の改正によりまして新しい森林計画等を樹立いたしますが、その際に同時に並行的に改正を行いまして、そして先ほどの機能分類の作業は平成四年度というよう考えておるわけでございます。

具体的には、まず林野、土地等の資産につきまして徹底した見直しを行いまして、その処分により収入の増大を図りまして、債務処理に優先充當大綱に則して行つてまいりたいということでござります。

○小澤政府委員 債務処理の方法でございますけれども、これは昨年十二月の国有林野事業經營改善大綱に則して行つてまいりたいことでござりますけれども、これまでの累積債務というものが一般の業務に大きな、大きな場合もあることのためにこれが行われるんだ、だからこれからは、これまでの累積債務というものが一般的に支障を起させない、関連を持たせないといふことのためにはこれが行われるんだ、だからこれを立つて明らかにしていくことが必要だと日ごろ思つておるわけであります。ぜひ大臣のお考えに少しでも前進するよう御配慮をいただきたいと

な改善努力によりまして将来生ずる剩余金につきましては債務処理に充当してまいります。

なお、これらによつても債務処理の費用が不足する場合には別途財源措置等の措置を講じまして、累積債務の縮減、解消に努めてまいる考え方でございます。

○田中(恒)委員 それでは、今の三つの手法、それをもう少し具体的にお聞きしますが、土地の処分ですね、処分の仕方とかいろいろありますね、地価との関係とかいろいろあります、それはさておいて、大体林野庁はことしは七百六十何億ですか、七百億ぐらいはコンスタントにいくんじゃないかと考えておるから、これをこのまま二十年延ばしたら一兆四千億、一兆四千億は国有林の持つておる財産の中で処理できるもの処理していくのかなと私どもはひとつ考えております。

しかしそれでも、約二兆三千億の金、まだ九千億足りません。その九千億をどうするんだ。そうすると利益ということを言われるわけですけれども、これはちょっと将来、十年先十五年先はどうなるかわかりませんが、これはそんなに当てにはできない。そうすると、いや応なしに別途の措置、すなわち一般会計から繰り入れる。そのほかにもあるかも知れませんよ。あるかも知れませんが、常識的に、一般会計から繰り入れるという方法が考えられる。これを九千億見るのか。九千億とする、大体四百五十億ぐらい二十年かかつたらあれるわけですから、改善期間が十年ということになつてるので、その辺の操作はどういうふうになるのかなといつたようなことがずっと頭にあるわけです。

しかし、それは二兆二千五百億ということであつて、それだけでもこれは済まぬわけですね。私は林野庁から昨年の五月にいただいた資料を持つておりますけれども、それを見ると、平成七年には三兆七、八千億にまで総額はなつていく、こういうふうに載っております。だから、事のいかんによつては債務はどんどん、金利ですから膨らんでいくんですから、そういう単純計画でもいかない

いということなんですね。そこへこの法案で、借りかえ資金の元本を償還することができる、こうしたことになつたわけですよ。なつたんですが、一体それをこれから十年かけてどういう計画で進めいくのかということがわからないのです。それがわからぬ。だから、それを示してほしいといふ要望が各委員の先生方からあつたけれども、なかなかあなたの方は、はつきりお示しになれないでしよう、示されないわけあります。

しかし、おおよその方向づけはわかつたが、さて、例えば平成三年、今年度、元本として一般会計から繰り入れられるものはどうなんだ。今百億あるが、この百億は今までのつながりですからね、そんなに変わっているわけではないんで、元確定なんで、それが我々にとってはちょっとした不安になつておるわけです。その辺をある程度我々もなるほどどうかというふうにさせてもらいたいんだな。何か、こうこうします、土地を売ります、利益あります、一般会計から何とかしますといふことではちょっと国会の審議としては不十分だ、こういうように思うのですが、その辺のお答えはできませんか。

○小澤政府委員 債務処理というのは非常に金額も大きゆうございまして、これから二十年をかけます、利益あります、一般会計から何とかしますといふことではちょっと国会の審議としては不十分だ、こういうように思うのですが、その辺のお答えはできませんか。

先ほど先生がお話しされました金額は、あれは今までの方法ですと、借入金の場合の約定がございますから、約定どおりの方法に従つて今後対応していく場合に債務が膨大になつてくる、こういわゆる区分いたしまして、新しい処理方法を導入するということでございます。

なお、その場合に平成三年度の予算でこれを見ますと、債務処理の収支につきましては利子・償還金が二千二百八十五億円必要でございます。そのほか、これは林野、土地等の充り払いにかかる

直接経費は六億円を計上しているわけでございまし、それに対して財源が必要でございますから、これにつきましては林野、土地等の充り払いも、先ほど先生おつしやいました百億円、それから累積債務処理の負担となる借入金千四百六十五億円をもちまして平成三年度の債務処理を行う考えであるわけでございます。

今後、ではどういうふうにこれがいくのかといふことになるわけでございませんけれども、この点につきましては、今後の債務処理の進め方、その他諸事情がござりますけれども、自己資産の処理につきましては、これは鋭意計画的に努力をいたしましたやつて必要がござりますけれども、それ以外のものにつきましては、先ほども申し上げましたように、改善大綱に則しまして、もちろん改善大綱は自己資産処理も含めてござりますけれども、そのような中で努力をしてまいるということございまして、数字的に先のことまでを今申し上げる状況には至つてないということを御理解いただきたいわけでございます。

○田中(恒)委員 これはきちんととした償還計画があるはずじゃないのか。これは私、前の改善計画のとき長官と大分やりとりしたんだがね。持つておる、と。持つておるのだけれども、なかなかそのとおりいかない。わからないわね、材価にしてもいろいろな不確定要素があるし、特に金を握つておる大蔵との関係もあるわけですから。今までいろいろなかなか大変だから、こういう席で言えと言つたってそれはなかなか言わぬと思ふけれども、しかしそれにしても、例えばことしはこういうふうにしたいという程度のことは出してもやられちゃかなわないわけありますから、けれども、二兆二千五百十一億という、この六十二年度の会計を区分にして出てきた累積債務について、この問題の心配をしていることの二点、私が事務当局から確認をいたしておるわけありますけれども、二兆二千五百十一億といふ確認をして、一兆二千億を限度とするといふ確認をして、一兆二千億を限度とするといふ確認をさせていただきました。もう一つは、これが二兆二千五百十一億を返済することは一体どこを限度とするのかということを

私どもが承知しておる範囲では、平成三年は、二兆二千五百十一億円の借金を返していくために三兆七、八千億にまで総額はなつていく、こういうふうに載っております。だから、事のいかんによつては債務はどんどん、金利ですから膨らんでいくんですから、そういう単純計画でもいかない

かもしれません、大体そういうことだ、金利と元本は。そうすると、元本は一般会計から繰り入るといふことが考えられるわけだが、それがそのとおりいくかどうかは問題はあると思うけれども、少なくともその程度の水準まではやはり努力しなければいかぬと思うので、これは林野庁長官よりも大臣の課題になるのかもしれませんね。この問題は多分事務当局だけでは話はつかぬでしようね。つかぬだろうが、しかしそれが四年、五年、六年といつて、これを二十年かけてゼロにしていきたいと思いますが、出せないなら出せないでいいですけれども、ことこの元本分の八百六十九億といふお

だが、いろんな事情で出せないということでよいですが、出せないなら出せないでいいですけれども、ことこの元本分の八百六十九億といふお

金、これは借りかえ資金にするところと違うらしいが、しかしそれにしてもそのお金は満度に一も大蔵の課題になるのかもしれませんね。この問題は多分事務当局だけでは話はつかぬでしようね。つかぬだろうが、しかしそれが四年、五年、六年といつて、これを二十年かけてゼロにしていきたいと思いますが、出せないなら出せないでいいですけれども、ことこの元本分の八百六十九億といふお

金、これは借りかえ資金にするところと違うらしいが、しかしそれにしてもそのお金は満度に一も大蔵の課題になるのかもしれませんね。この問題は多分事務当局だけでは話はつかぬでしようね。つかぬだろうが、しかしそれが四年、五年、六年といつて、これを二十年かけてゼロにしていきたいと思いますが、出せないなら出せないでいいですけれども、ことこの元本分の八百六十九億といふお

だけ、その利息分というのがまた先に繰り延べられて累積債務が増大をするということになるわけありますけれども、その区分については、二年度を限度とした累積債務にかかわって増大する分というのは、さつきお話し申し上げた、国有林野の土地は一兆二千億でありますから、まあ一兆五百億ということになるのかもしれません。それから派生してくる分については、一般会計で元本も利息も繰り入れをしていくだくと、その内容については、いわば財政運用のやり方によつて、あるときは一般会計にたくさん入れることもあるだろうし、あるときには財政上少し繰り延べをするということもあるのかもわかりませんけれども、少なくとも経常部門について累積債務から出てくるものに責任を負わせるということではなくて、ただ経常事業部門で経営が安定をしてきて黒字が出たら、それは当然累積債務の方に支援をするという形になりますけれども、そこは不確定な要素で、我々は努力をする必要はありますけれども、そういうことで区別をいたしておりますし、私が確認しておりますことは、経常部門に迷惑をかけないで一般会計からの導入も入れて累積債務の処理ができる、そう考えておるわけあります。

○田中(恒)委員 土地を売つて一兆二千億内外、そういうことじょうね。なかなか、七百億円台の資産の売却というのもそんなに簡単なものじゃないよう思ひし、そうすると、あの二兆三千億か二兆四千億ぐらいの金をどうするかということについては、土地売買の時期とか一般会計の操作上のいろいろな手段があるので一概には言えないと、そういうことではあります。しかし元本の借りかえ金を償還するということが法律ではつきり決められたのですから、元本部分についてこれだけだということについては一定の方向づけは、例えば大蔵省とは話ができると理解しているですか、それもできないのですか。

○小澤政府委員 今回のこの経営改善のための区分は、累積債務の処理だけのためではないという

ように思います。

債務処理を行うということは、要するにいわゆる経常事業そのものが健全性を回復する、そのため必要な手法でございます。私どもとしては、私は特に国有林の経営を預からしていただきたいのですが、そのようなことが速やかに進められる者として申し上げますと、やはり国有林が速やかに経常事業の経営改善を行いまして、国民からの要請にこたえていくことが必要でござりますから、そのようなことが速やかに進められなければいけないというように考へているわけですが、いまして、そのようなこととともに平行しまして債務処理も進めていく必要がござります。

○田中(恒)委員 それはあなた、累積赤字と通常

会計と、通常会計だつて健全でなければダメですよ。それはわかつておる。それは区別して考へる字をどういうふうにして消していくのかということとは、通常との関係なんかそんなにないと思うのです。やはり元本と金利だ、金利ですよ。それをどういうふうにして戻していくかといふことを考へたらいのです。

その場合に、借りかえ資金というものを幾らにしたらいいかということが内部的な関係と絡んでなかなか出しにくい面があるようですねけれども、あると言つたつて、実際は、我々根拠を持つてないのだから極めて大きっぽに言って、十年間は一千億に近いものを何とか一般会計から持つてこなければ、これは消えないですよ、いろいろ言つたつて。だから、その程度のことしか私もわかつてないけれども、後になれば利子はだんだん少なくなつていくのですからね。だから当面の十年くらいが非常に重要なんですが、それについては大臣はしばしば言つておるわけだが、責任を持つて行つたらあなたの言葉を信頼するほかしようがないのです。そのことについては絶対自信があると言つ切れるね。

○近藤国務大臣 折衝に当たつて、恐らく自効努力分といふものをしなければならぬという立場で折衝があつたので、長官は大歎切れが悪いのだろうと実は思つておるわけであります。

平たく申し上げさせていただくと、今までの赤字の分はまず自分たちでやれる努力をしなさい、

その残りについては資金運用の、単年度ごとに別であるが、最終的には二十年までには一般会計を入れて解消してやるよ。そして、しかしこれから経常事業の経営分で黒字が出るよう努力をして、黒字が出たらそれも一般会計へまた繰り入れをしろよ、赤字解消に一役買えよ、こういうことで私は理解をしておるものですから、累積債務の債務分について一般会計が入るということとすれば二十年の間には解消はできると私は実は確信をいたしておるわけであります。

○田中(恒)委員 確信ですか。しかし、金はなかなか厳しいですからね。それでもいろいろありますが、長官、あなたが言われたことに関係していくが、確かに通常業務は同時に進めなければならない。その通常業務も民有林と国有林が同じレベルで処理をしていくといふふうになりましたね。ところがことしの予算案を見ると、どうもそういうふうな考え方には立つておるようですが、例えば林道にしたつていろいろな条件が国有林の場合はついておりましたね。民有林が二割か三割入つておらなければいけないとか、いろいろ民有林の規模の大きさとかなんとか若干ありましたか、それでも同じ条件の中で予算がこし組まれておりますが、その予算を見てみるとやはりまだ額は相

ていいけれども、後になれば利子はだんだん少なくていいけれども、後になれば利子はだんだん少なくていいのですね。造林だつて大体百十二億二千万くらいでなければいけないと思うのだが、六十七億五千万だ、あるいは林道だつて九十八億七千万程度なければならないのが六十二億一千万程度だ。こういう形になつて、基準はとつておるようだが、やらないところが出ておるのであろうと思つたのであるけれども、これはこれからどういうふうにあります。したがいまして、債務処理につきましては、我々一般会計からの繰り入れを期待もいたしますが、これは二十年という期間で、改善期間は十二年まで定められてござりますけれども、処理全体につきましては資産の売却なり将来の剩余金といいます。したがいまして、債務処理につきましては、これは二十年といふことで考へています。したがいまして、債務処理につきましては、これが二十年といふことで考へています。したがいまして、債務処理につきましては、これは二十年といふことで考へています。したがいまして、債務処理につきましては、これが二十年といふことで考へています。

○小澤政府委員 先ほどは累積債務の処理について申上げましたけれども、経常事業の方につきましても我々一般会計からの繰り入れを期待もいたしますが、これは二十年といふことで考へています。したがいまして、債務処理につきましては、これが二十年といふことで考へています。

○田中(恒)委員 それから、民有林とのバランスでございます。

れども、林道の開設に当たりましては、利用区域の森林面積によつて民有林の方は採択基準を決めておりまして、これが五十ヘクタールというのが一つの標準になるわけでございますが、国有林につきましても利用区域の森林面積が五十ヘクタール以上あります場合の林道の開設、改良及び災害復旧に必要な経費を繰り入れ対象とすることいたしております。

そういう意味で、経常事業に対する、造林、林道に対する繰入額は百三十八億六千九百万円といふことでございまして、対前年比率で一二二・六%ということです。予定をさせていただくということでござります。

○田中(恒)委員 大臣、今の債務の問題にしたつてこれから問題だ。ことし百億出でる。これでこれまでの踏襲にほんのわずかついておるくらいで、この法律の改正の借りかえ資金の元本はないですね。これはことし一体どうするのか。法律は近く成立するでしょう。成立すれば効果的であります。その場合に、法律に基づいてこの借りかえ資金分を一体どういうふうにしていくかという問題もある。

それから、これは法律で関係ないけれども、民有林と国有林とのバランスをとっていくということについても、必ずしも金額的には完全なものが出てきておるとは思わないで、改めて全体の国有林会計そのものについて一定の資金的な体制をとらなければいけないと思うのですが、そういうものについて大臣はどういうふうにお考へになつていらっしゃるか、お尋ねをしておきたいと思います。

○小澤政府委員 確かに債務処理につきましては、平成三年度予算に計上されおります。一般会計の繰り入れは百億でございまして、これはいわゆる利子に相当していくかと思ひますので、元本の償還に対する予算は組まれていませんが、この問題につきましては、今回の法律改正によりまして初めて借りかえのための借入金等の償還金、つまり元本の償還と言つてよろしい

かと思いますが、これが一般会計繰り入れの対象に追加されることになるわけでございまして、今後につきましては、このことを踏まえまして、こゝに確保に努力をしてまいりたいと考えていることたしております。

○田中(恒)委員 大分残つておりますが、時間がありませんので、簡単でいいですから、森林整備の投資計画は総額幾らぐらいになるか、そのことだけちょっと……。

○小澤政府委員 森林整備の事業計画につきましては、今回の森林法改正案の中での根拠となる条文を整備させていただくわけでございます。したがいまして、この森林法が改正されまして、この投資計画、つまり事業計画につきまして策定を進めてまいりたいと考えておるわけでございまして。そのスタートは平成四年度からというようになります。そこで、新規策定をしたいということになりましたが、この問題につきましては、これから作業になるわけでございます。

この問題につきましては、平成三年度の予算の中において新規策定をしたいということで、昨年度の予算作業のときにも五ヵ年計画の策定を持ち出しましたが、そのときには確かに一定の金額につきまして算定をいたしましたけれども、今回は、この策定が平成四年度からということになりますために、今までの金額は一応白紙に戻しまして新たにこれから組み直すということをございますので、金額につきましてはまだ決めてございません。

○田中(恒)委員 白紙に戻してまた新しくということだが、この間、新聞を見ると三兆円から四兆円ぐらいの感じやないかと出ておりました。ところが、今言われた昨年のあれでは四兆五千四百億円ぐらいかな、農林省がこれを決めておるのであります。そういう基本計画で五ヵ年に向かっての方向づけができるところが、最初三、四百持つておったのが、これから役場が、最後三、四百持つておられたが、それが正直なところ、今これは一億と全町民の期待の上にのつて、その方々も一生懸命やりたいとあります。その株式会社は「いぶき」というの働きをしておるところと二班に分かれ、労働力の新しい動きをしておるところはたまたま私の県でありますので私が参りました。これは愛媛県の久万町という林業の町でありますが、ここへ行きまして、ここで町長さんや関係者から現状を聞いたわけであります。

実は、これがこの委員会で山村振興法の改正をやつていただきこの内容につながつておるわけですが、第三セクターであります。株式会社でありますて、株数なんかも聞いておりましたが、たしか五万円株を住民が六百株ぐらい、それがから役場が、最初三、四百持つておられたのが、住民の熱意にあおられて、これが最高で七百株ぐらい、それから森林組合が百株ぐらい、それから農協も加わっております。全町がその会社をつくつて、そしてそこに若い労働力、しかも、その地域にはいなかつたUターン、生まれはそこですら、それから森林組合が百株ぐらい、それから農協も加わっております。全町がその会社をつくつて、そしてそこに若い労働力、しかも、その地

域にはいなかつたUターン、生まれはそこですら、それから農林省がこれを決めておるのであります。そういう基本計画で五ヵ年に向かっての方向づけができるところが、最初三、四百持つておられたが、下水にしてもいろいろなものにしておられるわけだ。下水にしてもいろいろなものにしておられるのは、林道や造林についてではない。そういう利点に相違ないと思いますので、元本の償還に対する予算は組まれていないわけですが、この問題につきましては、今回の法律改正によりまして初めて借りかえのための借入金等の償還金、つまり元本の償還と言つてよろしい

ですけれども、何か去年出したものよりも下がるというのは、これはマスコミの報道だからどこか違つておるところがあるかも知れませんが、そんなどございます。

○田中(恒)委員 大分残つてますが、時間がありませんので、簡単でいいですから、森林整備の投資計画は総額幾らぐらいになるか、そのことだけちょっと……。

○小澤政府委員 森林整備の事業計画につきましては、今回の森林法改正案の中での根拠となる条文を整備させていただくわけでございます。したがいまして、この森林法が改正されまして、この投資計画、つまり事業計画につきまして策定を進めてまいりたいと考えておるわけでございまして。そのスタートは平成四年度からというようになります。そこで、新規策定をしたいということで、昨年度の予算作業のときにも五ヵ年計画の策定を持ち出しましたが、そのときには確かに一定の金額につきまして算定をいたしましたけれども、今回は、この策定が平成四年度からということになりますために、今までの金額は一応白紙に戻しまして新たにこれから組み直すということをございますので、金額につきましてはまだ決めてございません。

○田中(恒)委員 白紙に戻してまた新しくといふことだが、この間、新聞を見ると三兆円から四兆円ぐらいの感じやないかと出ておりました。ところが、今言われた昨年のあれでは四兆五千四百億円ぐらいかな、農林省がこれを決めておるのであります。そういう基本計画で五ヵ年に向かっての方向づけができるところが、最初三、四百持つておられたが、それから役場が、最後三、四百持つておられたが、たしか五万円株を住民が六百株ぐらい、それがから役場が、最初三、四百持つておられたのが、

組合の組合長とも話しましたが、森林組合と競合はありますかと言つたら、ある心配もあるけれども、しかし、そういうことになればうれしいのではありません。その株式会社は「いぶき」というの働きをしておるところと二班に分かれ、労働力の新しい動きをしておるところはたまたま私の県でありますので私が参りました。これは愛媛県の久万町という林業の町でありますが、ここへ行きまして、ここで町長さんや関係者から現状を聞いたわけであります。

実は、これがこの委員会で山村振興法の改正をやつていただきこの内容につながつておるわけですが、第三セクターであります。株式会社でありますて、株数なんかも聞いておりましたが、たしか五万円株を住民が六百株ぐらい、それがから役場が、最初三、四百持つておられたのが、住民の熱意にあおられて、これが最高で七百株ぐらい、それから森林組合が百株ぐらい、それから農協も加わっております。全町がその会社をつくつて、そしてそこに若い労働力、しかも、その地

域にはいなかつたUターン、生まれはそこですら、それから農林省がこれを決めておるのであります。そういう利点に相違ないと思いますので、元本の償還に対する予算は組まれていないわけですが、この問題につきましては、今回の法律

改正によりまして初めて借りかえのための借入金等の償還金、つまり元本の償還と言つてよろしい

りまして、町が主導です。町を主導にさせたのは、例の一億のばらまきの金です。あれを何に使うかというところから起きたようであります。非常におもしろい試みだと思います。

問題は、そこの若い人々の待遇がともかく町職員と全く同じというところです。町職員よりも作業手当とかいろいろな条件が若干悪いから、そのことだけちょっと……。

○小澤政府委員 森林整備の事業計画につきましては、今回の森林法改正案の中での根拠となる条文を整備させていただくわけでございます。したがいまして、この森林法が改正されまして、この投資計画、つまり事業計画につきまして策定を進めてまいりたいと考えておるわけでございまして。そのスタートは平成四年度からというようになります。そこで、新規策定をしたいということで、昨年度の予算作業のときにも五ヵ年計画の策定を持ち出しましたが、そのときには確かに一定の金額につきまして算定をいたしましたけれども、今回は、この策定が平成四年度からということになりますために、今までの金額は一応白紙に戻しまして新たにこれから組み直すということをございますので、金額につきましてはまだ決めてございません。

○田中(恒)委員 白紙に戻してまた新しくといふことだが、この間、新聞を見ると三兆円から四兆円ぐらいの感じやないかと出ておりました。ところが、今言われた昨年のあれでは四兆五千四百億円ぐらいかな、農林省がこれを決めておるのであります。そういう基本計画で五ヵ年に向かっての方向づけができるところが、最初三、四百持つておられたが、それから役場が、最後三、四百持つておられたが、たしか五万円株を住民が六百株ぐらい、それがから役場が、最初三、四百持つておられたのが、

組合の組合長とも話しましたが、森林組合と競合はありますかと言つたら、ある心配もあるけれども、しかし、そういうことになればうれしいのではありません。その株式会社は「いぶき」というの働きをしておるところと二班に分かれ、労働力の新しい動きをしておるところはたまたま私の県でありますので私が参りました。これは愛媛

見ると、ああいう形にでもしなければ日本の若い労働力というのは確保できないのではないかということを教えられまして、私としては非常に感銘を受けた地域の一つであります。

久万の材というの非常にいいので、京都の北山の材と並び称せられるようなるもあるので、すけれども、全体としては、人口は減り、山につく若者はいない、こういう状況です。そういう中で、今は六人ですが、十人余りの青年があるさと帰つてそういう仕事に携わっております。

こういう動きは、私の地域の久万町だけではなくて、私の選挙区でありませんけれども、いろいろあると私は思うのです。ぜひ一遍こういうものを林野庁の方で把握して、これは林野庁にも何か話しに行つたことがあるが林野庁のお役人もなかなかかたいですなんて言つておりますけれども、だから、何かの問題で必ずしも仕組みがうまくこれなかつた面があつたのでしょうか、そういうものも広げるとこれが大切ではないかと思ひましたので私は御紹介するし、同時にこの地区は、今一番困つておる税金の問題とか償却の問題あるいは退職金の問題、あるいは特に技術力を身につければいけないということで勉強したいといふのですが、その勉強するための指導とか助言とか、そういう関係のことなどもいろいろなことがあると思ひますけれども、そういう問題を地域の農政、林政というか、地域林政の上に反映され、そういう課題があるように思ひましたので紹介して、ぜひ林野庁として全国的にこういう新しい息吹を集めていただいたら、必ずそこに共通の何か類型化できるものが出てくるよう思います。そういうものの中から、これらの地域の林業労働力確保という問題について大胆に踏み込まねばならないことがあります。何か御意見がありましたら。

○近藤国務大臣 愛媛県の久万町の第三セクターの問題について先生から御紹介をいただいて、すばらしいことだなと思って今聞かせていただきました。

一つは、私ども後継者対策に努力をいたしておりますけれども、少なくとも、今就労するわけでありますけれども、少なくとも、今就労しておる人たちが魅力がなければ後に続く者は出でこないというふうな考え方を持つておるわけでありまして、その意味では第三セクター、町長さんが社長だと言われるお話をございましたけれども、まさに、町村がかかわり合いを持つことは一つの職場としての安定性の魅力を持つておられるのだろうと思ひますし、そういう組織があること

が、やはり労働環境をきちんと、休日なり社会保険制度なりあるいは退職金なりといふようなものがつくり上げられていくんだろう、こう思つておるわけであります。なお、つくることも大変御苦労されたんだろうと思うけれども、よりこれから持続をさせて安定をさせるということが、もっと御苦労が要るんであります。それで得られるものが賃貸債務はこの収支見通し、この内容が出されて議論されてしまうべきであろうかと思うのですが、不確定要素が多くて出せないということでございます。

○小澤政府委員 林野、土地等の資産の処分についての問題による収入はどのくらい見込んでおられるわけですか。

○委員長退席、宮里委員長代理着席 田中

〔委員長退席、宮里委員長代理着席〕一  
対策の重要な財源の一つであるということでござりますが、今後二十年間におきまして売り払いの

対象とするものは、面積で十二万ヘクタール、金額で一兆二千億円程度の売り払いを見込んでいます。

○小澤政府委員 林野、土地等の資産の処分についての問題による収入はどのくらい見込んでおられるわけですか。

○委員長退席、宮里委員長代理着席 田中

〔委員長退席、宮里委員長代理着席〕一

○小澤政府委員 まず、都市近郊の森林を一つ考

えておられます。それから次に、孤立の小団地でござりますが、小団地というのは、私ども、おおむね三百ヘクタール以下のものを考えております。

それからあと、里山に所在しております、同時に地

域振興に役立つものというように考えておりま

す。

○小澤政府委員 まず、都市近郊の森林を一つ考

えておられます。それから次に、孤立の小団地でござりますが、小団地というのは、私ども、おおむね三百ヘクタール以下のものを考えております。

それからあと、里山に所在しております、同時に地

域振興に役立つものというように考えておりま

す。

○小澤政府委員 その処分といいますか、売り払いの

方法ですけれども、どのような形を考えておられ

るわけでしょうか。

○小澤政府委員 林野、土地の売り払いに当たりましては、まず、地方公共団体や公的機関に対する

公共用を優先することといたしております。こ

れらのものを初めとする随意契約専格者の中から

買い受け要望がない場合には、一般競争入札によ

り処分することとなるわけでございます。

なお、一般競争入札を実施するに当たりまして

は、緊急土地対策要綱及び国鉄清算事業団用地等

の一般競争入札による処分についてと申します。

○小澤政府委員 売却をするということですので、こ

れは契約の相手が必要なわけですね。そうしま

すと、価格によつたりあるいはときどきの状況によつたりして計画どおりになかなか処分できな

い、あるいは売れない、こういうことも想定をさ

れるわけであろうと思います。一方では、この累

て、この累積債務の改善問題についてお伺いをいたしたいと思います。

まず、国有林野事業改善特別措置法改正につい

て、この累積債務の改善問題についてお伺いをいたしたいと思います。

○田中(恒)委員 終わります。

○大原委員長 倉田栄喜君。

○倉田委員 ちょっと、時間の割には質問の数が

多いと思いますので、簡潔に御答弁をいただけれ

ばと思います。

○小澤政府委員 この資産処分に当たりまして

は、実体の土地あるいは森林といふものの箇所づ

積債務の重要な収入源として見込まれておる。そうすると、これはなかなか難しい問題だらうと思うのですけれども、いわばなかなか売れない、こいつのような状況になつたときに、方針的に、例えれば無理をしてでも売つていかれるのか、いわばその値段をどんどんある意味では下げるような形でも売つていかれるつりなのか、あるいはある一定の歯どめがあつて、それ以上で売れないときにはほかの部分で財源措置を考えられるのかどうか、この点についてはいかがでしようか。

○小澤政府委員 林野、土地の資産処分に当たりましては、この場合にまずこの活用に関する情報を開ける必要があると思っておりまして、広く一般的にまず公開をいたしまして、適切な土地等の需要の掘り起こしに努めてまいりたいと思っております。また、需要動向を的確に把握いたしますこととも、その処分に当たりましては、国有財産及び国有林野の活用に関する法律に従いまして適正に処理いたしまして、最大限の収入の確保に努力をいたす考えでございます。

○倉田委員 先ほど売却の中に公共団体、地方自治体等も考え、優先的に、こういうお話をございました。

例えれば地方自治体の場合ですけれども、これは具体的にどういう形が考えられますか。

○小澤政府委員 地方自治体と申されましたが必要するに地方公共団体等がどのような利用を考えておるか、あるいはまだどのような利用に対しても國有林野の土地、林地を処分していくのかというようなお尋ねかというふうに思いますけれども、私ども想定しておりますのは、公共団体ですとやはり住宅用地でござりますとか森林公園のような形で御利用される例が多いのではないかというふうに思つております。

○倉田委員 いわゆる林野、土地等の売却の見通し等々について大臣の御所見をお伺いをしたいと思つわけですけれども、それとまた同時に、この処分の結果については国会に報告するなどして公表する必要があるんではないか、こういうふうに

考えますけれども、大臣はいかがでございましょうか。

○近藤国務大臣 今長官からお話し申し上げましたけれども、処分に当たりましても林政審等にかけて処分を計画をさせていただくわけでありますけれども、処分後の入札制度その他につきましても御説明申し上げたわけですが、結果として国有財産の処分もあるわけでありますので、それは当然のことながらしかるべき公表して明らかにしていきたい、こう思つております。

○倉田委員 積債務の改善の問題は今回三回目になるわけですし、国民の皆様方の今回のこの改善措置に寄せておられる期待は非常に大きいといふふうに思うわけであります。そういう意味からしましても、收支見通し等々を含めて明確、適正な運用をして、改善の実が上がりますようお願いを申し上げておきたいと思います。

それから、森林法等の一部を改正する法律案についてお伺いをしたいと思います。

今回、不在村森林所有者の所有山林について、これは森林の荒廃化等々の問題からやむを得ない分収育林契約に係わる裁定制度を新しく設けられました。これは知事の裁定、公告という強制力を持つというふうに理解をしているわけでござりますけれども、場合によつては憲法二十九条一項の財産権の保障との問題で問題点が出てくるのではないか

○入澤政府委員 この二十九条一項との関係では慎重な検討がなされただけでしようか。

○入澤政府委員 このたびの施業代行制度裁定によりまして、立木につきましては育林者と森林地の所有者の共有となる、育林者はその共有持ち分の対価を育林地所有者に支払うという制度でござります。それから、土地につきましては、その土地を育林の目的に利用する利用権が設定されるけれども、土地の所有権の移転等は含まれない。この施業代行制度は、その中身からしまして、まず

うことから、私どもは憲法二十九条に反するものではないと考えております。

○近藤国務大臣 この十五条の「通すなわち、この分取育林契約の締結につきましての裁定は、このまま放置すれば土砂の流出とか崩壊とかその他の災害の発生のおそれがある森林、すなわち公共の福祉を損ねるおそれがある森林について災害を防止するという、その災害の防

止の必要な限度において行うものであること、また、分取育林という形で森林整備の成果、収益が森林所有者にも還元される仕組みであるということ

と、それから手続的にいましても、施業実施の勧告等の手続を経まして、さらに都道府県知事が調停を行う場合には当事者の意見を聞くということにされておりますし、裁定に当たりましても意見を述べる機会が確保されておりますし、さらにこの分取育林契約の締結後、間伐とか保育の実施によりまして災害発生のおそれがなくなったという段階におきましては、直ちにその分取育林契約の解除を行うべきことというふうに規定を整備しておりますところでございます。

○倉田委員 その裁定の具体的な内容として、例えば所有者に対してその所有権を売りなさい、それは土地であつたり森林そのものであつたり、そ

ういうことまで裁定の内容としてできるわけですか。

○入澤政府委員 この裁定の中身は、立木につきましてとにかく分取育林契約を締結するということ、土地につきましてはその育林目的に照らして利用権が設定されるということなどでございまして、土地の所有権の移転等は含まれていないわけでござります。

○倉田委員 続きまして、林地開発許可制度の見直しの問題に絡みまして、まず総合保養地整備法、いわゆるリゾート法がございますけれども、この問題からちょっとお伺いをさせていただきたいと思います。

このいわゆるリゾート法で、第十五条「国有林野の活用等」とございます。「国は、承認基本構想の実施を促進するため、国有林野の活用について

適切な配慮をするものとする。」というふうにありますけれども、この十五条の「適切な配慮」というのは、結局国有林野のリゾート開発に対する開放のではないか、こういう指摘

も一部にあるわけでござりますけれども、この点についてはどうのように考えておられますか。

○入澤政府委員 総合保養地域整備法の十五条に開発に対する開放なのでないか、こういう指摘

も一部にあるわけでござりますけれども、この点についてはどうのように考えておられますか。

○入澤政府委員 総合保養地域整備法の十五条に開発に対する開放なのでないか、こういう指摘

の土地資産が処分をされようとしている。こういう状況の中で、大臣もまたこの議論の中でも盛んに強調されております。林野が持ついわゆる公益的な機能、国土保全の力、緑を守る、こういう視点から一定の歴史的というのか、きちんとした基準あるいは運用というものがなされなければいけないであろう、こういうように思うわけでござりますけれども、今回また森林法改正によって、林地開発許可制度の見直しがされておるわけでございます。

そこでお伺いいたしますけれども、この林地開発許可制度の見直しをされるのはどういう趣旨なのでしょうか。

○近藤国務大臣 開発行為の大規模集中化により悪影響を防止するためでありまして、特に下流地域における水害防止のための許可要件を追加いたしたものであります。都道府県知事の許可に当たり、関係市町村長や都道府県森林審議会の意見の聴取などを義務づけさせていただいたものでございます。

○倉田委員 これは、許可制度の見直しをしたということは、開発の方向に対しても厳しくなるという趣旨でござりますか。それともそうではないわけでございましょうか。

○入澤政府委員 今御指摘がありましたとおり、一昨年森林の保健機能増進法というのを制定していただきまして、それに基づきまして一定の区域内におきまして林地開発をやる場合には初めて総量規制という概念を持ち込んだわけでございました。それによりまして、利用と保全の調和を図るうではないか、森林を守つていこうという姿勢を示したのですけれども、それに関連いたしまして保安林の解除基準、それから林地開発の許可基準を強化したわけでございます。

しかし、林地開発の許可基準等の対象となつている林地というのは、一般的に地域指定が行われるところではございませんので、広範囲にわたつて災害が起こるような場合にどのようにそれを防

止するかということが林地開発の一つの問題点として各方面から指摘されたわけでございます。

そこで、今回開発の周辺地域だけではなくて、下流域にまで、要するに上方で、川上方の方で開発をすると下流にまで水害等の影響を及ぼすおそれがあるという場合には、その点も考慮して開発許可をしろというふうな制度に、許可基準そのものを強化するという形で法制局と相談して提案させていただいているわけでございます。

○倉田委員 下流の方々の御意見も上流の開発に反映させていく、こういう趣旨ということでござりますね。強化をしていくのだと理解をしておきたいと思います。

そこで、今回の開発許可制度の見直しの中に、地元市町村との意見の調整ということで市町村の土地利用計画等の適切な反映ということになつていると思います。これは、今お答えいただきましたような趣旨からは非常に結構なことであろうかと思うのですが、一方では、先ほどの質問にちよつと出ましたけれども、いわゆる総合保養地整備法によるリゾート開発には地元市町村が第三セクターの方式のもので参加しているケースも多いと聞いております。そうすれば、地元市町村が開発の中で第三セクターに参加している場合に、地元市町村の意向を聞くということはそもそも開発の方向で林地開発許可制度が運用されることにならないか、その点をちよつと心配しているわけでございますが、この点はいかがでござりますか。

○入澤政府委員 今回の森林法改正におきましては、先ほど申しましたように許可要件を強化するとともに、従来は次官通達で都道府県森林審議会の意見を聞くとか市町村長の意見を聞くということに従事していたのですけれども、それを法制上の制度に格上げするといいますか、強化するという意味におきまして明定したわけでございます。

要するに、地元の意向を的確に反映させるためには関係市町村長の意見を聞くことがまず第一であります。それから林地開発に伴う影響を専門技術的に判断するために都道府県森林審議会の意見

も聞くことにしたらどうかということで、法律上書かせてもらつたわけでございます。

○倉田委員 先ほど川下、下流の方々の御意見も参考にするというふうなお話がございましたけれども、市町村とともに、地元におられる住民の方々の意見というのもある意味では反映をさせていく必要があるのではないか、こういうふうな意見を強化するという形で法制局と相談して提案させていただいています。

○近藤国務大臣 森林の持つ重要な役割というものが本年の一月十五日に開かれまして、リゾート法そのものについて問題提起をしておりまして、この会議の中ではリゾート法を廃止したらどうか、こういう提言もなされておるわけでございましょうか。

そこで、このリゾート法については、今総合的に、今日国民のニーズが非常に高まってまいつておるわけであります。

ただ、国民の保健機能というようなことになりませんと、狭い国土の中に今一億二千万の人口がそれを生活をしておるわけでありますから、どうしても林地が対象になりがちだ、こう思うわけであります。また、一面では、林地を保有するところは山村が中心でござりますし、雇用の場あるいは地域においていろいろ森林を利用するという面でのニーズも高まつてきておるわけであります。そういう意味からすれば、ただ単に一つの施設ということではなくて、やはり一つは総量的なものも考えていかなければならぬわけであります。

○入澤政府委員 今回の森林法改正におきましては、先ほど申しましたように許可要件を強化するのに、一つは総量的にその地域を考えて許可をしていかなければいけないことだ。それで両方の機能を十分に果たしていきたい。また、地域的なそれぞれの格差がありますので、地域の実情等も勘案すると、ある程度はケース・バイ・ケースということで、一つの物事で片づけていくというわけにはいかない難しさがあると思ひますけれども、いずれにしても川上でやることで川下の人が迷惑するというような、他に迷惑をかけるということは許されないことだと思って、その辺を許可に当たつてきちんと対応していきたい、そう考えております。

○倉田委員 終わりたいと思います。ありがとうございました。

〔宮里委員長代理退席、委員長着席〕

○倉田委員 今大臣から総量的な規制についても考へてみたい、こういうお話をございました。

そこで、最初に申し上げましたいわゆるリゾート法でござりますけれども、日本環境会議というものが本年の一月十五日に開かれまして、リゾート法そのものについて問題提起をしておりまして、この会議の中ではリゾート法を廃止したらどうか、こういう提言もなされておるわけでございました。

○藤原委員 今大臣から総量的な規制についても考へてみたい、こういうお話をございました。

○藤原委員 今大臣から総量的な規制についても考へてみたい、こういうお話をございました。

○藤原委員 森林二法の審議に当たりまして、与えられた時間はわずかでございますので、数点に絞りましてお尋ねをいたしたいと思うのであります。

○大原委員長 御苦労さん。

○藤原委員 森林二法の審議に当たりまして、与えられた時間はわずかでございますので、数点に絞りましてお尋ねをいたしたいと思うのであります。

林政審の答申の中にも自己収入の確保ということがうたつておるわけあります。この審議を通じまして、また内容を見ましても、この自己収入確保の努力、こういうものが余り前面にといいますか、そこらあたりのことがどうも薄いのじやないか。要員規模の適正化とか組織機構の簡素化を声高に叫んでも、収入増の努力というものがどうも感じられない、こんなことを痛感いたしまして、ちょっと申し上げたいと思うのであります。

我が党の林業政策におきましては、木材の流通のあり方について、「生産地において市場情報が的確に把握でき需要に即応した造材・加工を機動的に行うとともに、集積・配給機能も十分発揮されるよう流通の高度化を推進する」、こういうよう主張しているわけあります。このような趣旨を踏まえまして、今まで、衆參農林水産委員会を通じまして、また予算委員会等で昭和五十八年ごろから、私がちょっと調べただけでも七回ぐらい、農水省要するに林野庁に提言をいたしましたところであります。昨年の十一月二十一日にも我が党の東委員が当委員会におきまして取り上げまして、いろいろ提起をいたしておりました。林野庁の皆さんも十分に御存じのことと思うのですが、要約して紹介させていただきます。

東委員は、これまでの我が国の林野行政は、木育て山をつくることに熱心であつても、木材の流通・加工・販売面への取り組みは弱かつた、しがつて、山で生産された木を商品性の高い製品として販売する努力が甚だ希薄であつたという見地から、以下のよな具体例を挙げました。その具体例というのは、「山村のルネサンス」という愛媛大学の村尾先生の著書を紹介して述べられておるわけであります。

その概要だけ申し上げますと、秋田には有名な天然杉があるが、その資源はもう底をつきつつある。しかし、その一方で、天然杉ほどはないにしても、造杉と呼ばれる、これまたすばらしい人工杉が豊富にある。ところが、この造杉は、従来、

ぬきの原料として安く販売されており、五十八年二月から三月までの価格で立方あたり原木五万円であった。そこで、この立方あたり五万円のぬき、ノーハウを持つ業者の方が、ぬきではなく柱として製品化して販売した結果、同じ樹種、同じ木であるにもかかわらず、五万円のものが上小節で十万円、二面無節で二十五万円、四面無節で四十万円、実に二倍・五倍・八倍という高い値段で販売された。また、青森ヒバも、長い間土台角として広く販売されていたけれども、そこで、これも同じ業者が同じ手法で柱として製品化したところ、これまで八万円であったものが十四万円、三十八万円、六十五万円で販売できた。こういう実例が紹介されているわけであります。

これは情報化的発達した今日では一般的には考えられない現象ではないか。同じ品物がこれほど多様な価格で、しかも、大変な格差のある価格で販売されている。しかし、この一物多価という現象が今日の成熟した我が国経済の中で歴然として存在している。林野庁長官、この現実をどう考えられるか。

こういう提起がありましたが、私どもの今日までの提起に対して、どうこれを受けとめて努力してきたのか、お伺いしておきたいと思うのです。時間がございませんから、ずっと述べまして、最後にまとめて御答弁いただきたいと思います。

ささらにまた、なぜこうした一物多価という前近代的な市場状況にあるかなどを、造杉を例に挙げて指摘しておきたい。

現在、大都市を中心として全国的に、柱材への消費者ニーズは三メートルとか四メートルがメジャー・サイズとなっている。それにもかかわらず、造杉を原木として出荷する際の採材寸法の多くは三メートル六十五センチのままである。三メートル六十五センチでは、四メートルの柱をとるには足りないし、三メートルの柱をとるには六十五センチを切り捨てなければならない。こういえばかげた話がある。しかも、造杉は立派な柱として採

材できる代物であるにもかかわらず、建物の壁の中を貰くぬきという形で出荷している。このぬきといふ製品のように、人目につかない部分に使われるものを一般に羽柄材と呼んでいるが、林野庁はこういう羽柄材には値段の安い外材をもつて充てて販売した結果、同じ樹種、同じ木であるにもかかわらず、五万円のものが上小節で十万円、二面無節で二十五万円、四面無節で四十万円、実に二倍・五倍・八倍という高い値段で販売された。また、青森ヒバも、長い間土台角として広く販売されていたけれども、そこで、これも同じ業者が同じ手法で柱として製品化したところ、これまで八万円であったものが十四万円、三十八万円、六十五万円で販売できた。こういう実例が紹介されているわけであります。

これは情報化的発達した今日では一般的には考えられない現象ではないか。同じ品物がこれほど多様な価格で、しかも、大変な格差のある価格で販売されている。しかし、この一物多価という現象が今日の成熟した我が国経済の中で歴然として存在している。林野庁長官、この現実をどう考えられるか。

こういう提起がありました。私どもの今日までの提起に対して、どうこれを受けとめて努力してきたのか、お伺いしておきたいと思うのです。時間がございませんから、ずっと述べまして、最後にまとめて御答弁いただきたいと思います。

ささらにまた、なぜこうした一物多価という前近代的な市場状況にあるかなどを、造杉を例に挙げて指摘しておきたい。

現在、大都市を中心として全国的に、柱材への消費者ニーズは三メートルとか四メートルがメジャー・サイズとなっている。それにもかかわらず、造杉を原木として出荷する際の採材寸法の多くは三メートル六十五センチのままである。三メートル六十五センチでは、四メートルの柱をとるには足りないし、三メートルの柱をとるには六十五センチを切り捨てなければならない。こういえばかげた話がある。しかも、造杉は立派な柱として採

材できる代物であるにもかかわらず、建物の壁の中を貰くぬきという形で出荷している。このぬきといふ製品のように、人目につかない部分に使われるものを一般に羽柄材と呼んでいるが、林野庁はこういう羽柄材には値段の安い外材をもつて充てて販売した結果、同じ樹種、同じ木であるにもかかわらず、五万円のものが上小節で十万円、二面無節で二十五万円、四面無節で四十万円、実に二倍・五倍・八倍という高い値段で販売された。また、青森ヒバも、長い間土台角として広く販売されていたけれども、そこで、これも同じ業者が同じ手法で柱として製品化したところ、これまで八万円であったものが十四万円、三十八万円、六十五万円で販売できた。こういう実例が紹介されているわけであります。

これは情報化的発達した今日では一般的には考えられない現象ではないか。同じ品物がこれほど多様な価格で、しかも、大変な格差のある価格で販売されている。しかし、この一物多価という現象が今日の成熟した我が国経済の中で歴然として存在している。林野庁長官、この現実をどう考えられるか。

こういう提起がありましたが、私どもの今日までの提起に対して、どうこれを受けとめて努力してきたのか、お伺いしておきたいと思うのです。時間がございませんから、ずっと述べまして、最後にまとめて御答弁いただきたいと思います。

ささらにまた、なぜこうした一物多価という前近代的な市場状況にあるかなどを、造杉を例に挙げて指摘しておきたい。

現在、大都市を中心として全国的に、柱材への消費者ニーズは三メートルとか四メートルがメジャー・サイズとなっている。それにもかかわらず、造杉を原木として出荷する際の採材寸法の多くは三メートル六十五センチのままである。三メートル六十五センチでは、四メートルの柱をとるには足りないし、三メートルの柱をとるには六十五センチを切り捨てなければならない。こういえばかげた話がある。しかも、造杉は立派な柱として採

政府は、こうした成果を發揮することこそが国有林が果たすべき大きな役割の一つである。

国民にこたえる事業改善のため、また使命を果たすためにも真剣な討議をいただきたいと思うのであります。これらのことにつきまして、何度も言つておりますから御存じのこととは思うのでありますけれども、長官、大臣から決意のほどをお伺いしておきたいと思います。

○小澤政府委員 今先生からお尋ねのございまして、国有林の木材の販売の問題でございますけれども、国有林がこれから經營をして直しまして、また国民の信頼を得るために、この販売業務の改善というのは非常に重要な分野であるというように考えておるところでございます。

特に最近は、やはり消費者あるいはまた国民の生活に密着した販売を行つていく必要がござります。最近私どもいろいろとこの面につきましては努力もいたしておるところでございますけれども、特に最近、建築材の需要につきましても、いろいろと木を愛用していただきたいという面もございまして改善に努めておるわけでございます。特に乾燥した木材を欲しいという声が強うござりますので、人工乾燥というやり方はもちろんあるのでござりますけれども、あらかじめ国有林の中で伐採をいたします際に、枝や葉っぱをつけたまま一定期間置いておきまして、水分をまず抜いてから出荷するという方法も、私どもとつております。これをブランドとしてはサンドライという名前もつけておりますけれども、このようなことで、消費者ニーズに一步でも二歩でもまた近づけたいというような考え方をいたしているところでございます。

今後は、さらに民間の原木市場との連携も密にいたしましたり、あるいは情報の収集、あるいは国有林の販売の時期などもなるべく早目に、また幅広く業界にもお知らせいたしまして、販売活動を活性化してまいりたいというように考えているところでござります。

それから、採材の問題ございまして、四メートル材あるいは三・六五メートルの採材という問題

ございます。私どもいろいろ調べておるわけでもありますけれども、木材には地場の需要とそれも言つておりますから御存じのこととお伺いしておきたいと思います。例えは四メートル材ですと、これは関東から西の方では大体土台に使う、あるいははりに使う、あとは内装のなげしとかもいに使うというような需要になつてきおりまし、それから、同じようなこういう内装材につきましても、関東から北の方ですと三・六五メートル材を使うというのが従来から行なわれている。これは言うなれば一つの生活習慣から來しているわけでございます。それから、柱材でと三メートル材を使つておりますが、北海道の場合はちょっと寸法が違いまして一・七三メートル材を柱に使つている。こんなような状況があるのでござります。

そこで、確かに先生御指摘のように、採材寸法を変えることによつてもっと効率的な販売ができるのじないかというお話でございまして、私どももここにつきましては検討する必要がある、まだ具体的に実行する必要があると考えておりますが、要するに地場需要もある程度満たす必要はござりますけれども、広域に需要が広がりますとそれが非でも収入増に対しまして細心の注意を払はなければなりません。山を育てていく、木を育てるといえども流通や商元の点について一番弱点であるかもわかりません。山を育てていく、木を育てるということについてはかなりの経験を持つておるわけでありますけれども、商売というのが弱点でそのような御指摘をいたいたのかもわかりませんが、少なくとも今の時代、やはりより生産地の近くで付加価値を上げていくということもまた大切な御指摘をいたいたのかもわかります。この法案は三度にわたります改革でござります。それだけに、審議する者としてただこの場にありますけれども、役所の人というのはどちらかといえば流通や商元の点について一番弱点であるかもわかりません。山を育てていく、木を育てるということについてはかなりの経験を持つておるわけでありますけれども、商売というのが弱点で

いたしたいと思つておるところでござりますけれども、やはり積極的なあるいは機動的な販売といふものをこれから我々心がけていかなければならぬだろうというふうに思います。例えは四メートル材ですと、これは関東から西の方では大体土台に使う、あるいははりに使う、あとは内装のなげしとかもいに使うというような需要になつてきおりまし、それから、同じようなこういう内装材につきましても、関東から北の方ですと三・六五メートル材を使うのが従来から行なわれている。これは言うなれば一つの生活習慣から來しているわけでございます。それから、柱材でと三メートル材を使つておりますが、北海道の場合はちょっと寸法が違いまして一・七三メートル材を柱に使つている。こんなのような状況があるのでござります。

そこで、確かに先生御指摘のように、採材寸法を変えることによつてもっと効率的な販売ができるのじないかというお話でございまして、私どももここにつきましては検討する必要がある、まだ具体的に実行する必要があると考えておりますが、要するに地場需要もある程度満たす必要はござりますけれども、広域に需要が広がりますとそれが非でも収入増に対しまして細心の注意を払はなければなりません。山を育てていく、木を育てるといえども流通や商元の点について一番弱点であるかもわかりません。山を育てていく、木を育てるということについてはかなりの経験を持つておるわけでありますけれども、商売というのが弱点で

いたしたいと思つておるところでござりますけれども、やはり積極的なあるいは機動的な販売といふものをこれから我々心がけていかなければならぬだろうというふうに思います。例えは四メートル材ですと、これは関東から西の方では大体土台に使う、あるいははりに使う、あとは内装のなげしとかもいに使うというような需要になつてきおりまし、それから、同じようなこういう内装材につきましても、関東から北の方ですと三・六五メートル材を使うのが従来から行なわれている。これは言うなれば一つの生活習慣から來しているわけでございます。それから、柱材でと三メートル材を使つておりますが、北海道の場合はちょっと寸法が違いまして一・七三メートル材を柱に使つている。こんなのような状況があるのでござります。

ただ、地場の方は、広域ということになりますと木材は重量物でござりますので運賃コストがかなりかかるというのでや二の足を踏むといふことをござりますので、我々はこういう際には、やはり安心してもっと広域流通をやつていただきようとする必要があります。商品化していくことによって、消費者ニーズに合つた商品を製造していくことが必要になります。これが長官もよく御存じのことでもござりますから端的に申し上げたわけでござります。

○藤原委員 時間がありませんから長いお話をできませんが、これは長官もよく御存じのことでもござりますから端的に申し上げたわけでござります。しかし、最近の我々得ております結果でも、今後、先生の御指摘のあつたようなことのないよう努めてまいりたい、こう思つております。

もう時間になりましたのであれでござりますが、先ほど来も各同僚委員からいろいろお話をございましたけれども、林野とか土地を売る場合の基準等をどのようにさだめるかということや、また売る場合には、各局の審議会だけではなくて全国レベルのところでチェックする機能というものが必要ではないか。それからまた国会にそれを報告することも含めた公表といいますか、こういふことが是非でも必要ではないか。

もう一つは、民間との違いといふのは、会計法

にのつとて林野の仕事といふのはなされるわけあります。そういうことからいいますと、一つ一つ書類をつくり、物品について帳簿に記載し、大変な手続が必要だ。経理につきましても十四年、四十八年、それぞれ改革になつてゐるようですが、これだけの大改革、国有林の会計の改革をしようということありますから、事務量、仕事量とともに経理面においても、経理事務の担当者が張りついていなければ仕事が進まないということではなくて、これは一應会計法につとつて経理規程や何かあるわけありますから、単純にはいかないことかもしれませんけれども、こういう手続等につきましてもやはり簡素合理化ということができる範囲内で進めなければならぬのではないか。経理規程等、事務の仕事はOA化とか何かでいろいろなことをやつておると思うのですけれども、現場へ参りますとこれは一つの大きなあれではないか。こういうこと等につきまして、ぜひひとつこの法律を実効あらしめるために、これらの問題についてもお聞きをしておきたいたいと思います。

**○小澤政府委員 土地、林野等の資産の売却等に当たりましては、公正に行い、また公表**

といふことをやつておると思うのですけれども、現場へ参りますとこれは一つの大きなあれではないか。こういうこと等につきまして、ぜひひとつこの法律を実効あらしめるために、これらの問題についてもお聞きをしておきたいたいと思います。

○藤原委員 以上で終わります。

○藤原委員 以上で終わります。

○大原委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○大原委員長 これより両案を一括して討論に入ります。

○大原委員長 討論の申し出がありますので、順次これを許します。

○石橋(大)委員 私は、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党、国民議、民社党及び進歩民主連合の各党を代表いたしまして、森林法等の一部を改正する法律案並びに国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案の二法案について、一括賛成の討論を行います。

まず、森林法等の一部を改正する法律案についてでありますが、今回の法改正におきましては、主として森林計画制度の一層の内容の拡充を図り、流域を中心として国有林、民有林一体の、また上流・下流一体の森林整備を進めるとともに、等に基づきまして事業の経営成績でございますとかあるいは財政の状態につきましても経理しているところでござりますけれども、事務処理の簡素化、合理化を図るというこの観点から、これまでも職員の提案制度等を通して事務処理の改善に努めてきたところでございます。

さらに平成二年度までに全局、全署に電算機を導入いたしまして、平成三年度からは経理事務の

確保、機械の導入促進などの諸事項を定めるとともに、今日の森林・林業の実態を踏まえつつ適切な施設を実施するために、施設実施協定制度並びに森林施設代行制度などを創設したことあります。

今後とも国有林野事業の経営改善の一環といつて、電算機の活用等によります事務処理の簡素化、合理化を推進いたしますとともに、事務の集中処理あるいは職務権限の再配分、さらには事務の簡素化、可能な分野の外部委託、これらにつきましてさらに検討いたし、推進してまいる考え方でございます。

○大原委員長 以上で終わります。

○大原委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○大原委員長 藤田スマ君。

○藤田(ス)委員 私は、日本共産党を代表して、国有林野事業改善特別措置法の一部改正案に対する理由は、今回の法案の基本的性格につきましては、国有林野事業の経営の状況にかんがみ、その経営改善を推進するため、平成三年度以降十年間を新たな改善期間とし、改めて改善計画を策定するとともに、経常事業部門と累積債務部門とを明確に区分し、計画期間中に経常事業部門の収支均衡の実現を目指すこととし、また、一般会計から事業勘定への繰り入れ対象の拡大等の措置を定めようとするものであります。

両法案につきましては、去る三月七日、昨日十九日にわたり、各委員から多方面にわたって詳細な質疑を行つとともに、昨日十二日に東京大学名誉教授筒井迪夫先生外三人の学識経験者の皆さんに参考人として御出席をいただき、専門的立場から五十六分間にわたり貴重な御意見を賜るなど、慎重審議を行つたところであります。

法改正事項の実施に当たつて留意すべき事項また、今お尋ねの経理事務につきましても改善を考えております。事務処理の簡素化、合理化は、経営改善を行う上で不可欠でございます。

国有林野事業の経理につきましては、財政法、会計法等に基づきまして、現金の収支、物品あるいは不動産等の会計処理を行ひますほかに、企業特別会計といたしまして国有林野事業特別会計法等に基づきまして事業の経営成績でございますとかあるいは財政の状態につきましても経理しているところでござりますけれども、事務処理の簡素化、合理化を図るというこの観点から、これまでも職員の提案制度等を通して事務処理の改善に努めてきたところでございます。

また、森林施設の合理的かつ着実な実施のための推進役として市町村を重視するとともに、その位置づけを明確にし、市町村森林整備計画の中に森林施設の共同化の促進、林業従事者の養成及び

以上。

一一一

本法案は、国有林野事業改善特別措置法の一部改正によって切り捨てられる林野行政の受け皿として行われるもので、国有林野事業合理化の一端を担うものであります。

まず第一に、全国森林計画に施業の合理化、共通化の項目が追加され、それを受け、国有林には新たに地域別の森林計画が課せられます。このことは、公共性・公益性の強い国有林を経済的的理由が優先されがちな民有林と同じ位置に引きおろすことであり、国有林野事業の合理化を合法的に推し進めるためのものです。

第二に、国有林・民有林一体で流域単位で森林整備を行うとしています。国土保全のために流域単位で見ることには我が党も反対するものではありません。しかし、本法案は、流域管理を名目に本来国が行うべき森林整備などの推進役を地方政府・団体等に肩がわりさせるばかりか、農林水産大臣のあっせんを担保に森林整備協定による下流域の受益者負担を打ち出したことです。これでは国の責任回避、安上がりの林野行政をねらうものと指摘されても仕方のないものであります。

第三に分収育林契約の締結に関する裁定制度の導入の問題であります。森林保全のために、間伐施業が重要であることは言待ちません。しかし、間伐施業が実施されない多くの理由は、林業で生計が成り立たないためであり、政府の木材輸入自由化を基本とする林業政策が招いたものと言えるでしょう。しかし、本法案の裁定制度の導入は、このような問題にメスを入れることなく、分収育林契約を強制する内容を持つおり、財産権に対する制限を課すものであり、問題があると指摘せざるを得ません。

今日、地球的規模の環境保全、綠豊かな国土を築くためにも、木材の輸入自由化を基本とする林業政策を改め、国の責任で国内林業の振興を図り、国有林の公共性、公益性を高めることこそ切実に求められています。

両法案は、この国民の期待に反するものであることを申し上げて、討論を終ります。

○大原委員長 これにて討論は終局いたしました。

まず第一に、全国森林計画に施業の合理化、共通化の項目が追加され、それを受けて、国有林には新たに地域別の森林計画が課せられます。このことは、公共性・公益性の強い国有林を経済的的理由が優先されがちな民有林と同じ位置に引きおろすことであり、国有林野事業の合理化を合法的に推し進めるためのものです。

第二に、国有林・民有林一体で流域単位で森林整備を行うとしています。国土保全のために流域

○大原委員長 これより採決に入ります。

まず、内閣提出「国有林野事業改善特別措置法」の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大原委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○大原委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ては、経常事業への影響の防止等その目的が十全に果たされるよう適切な運用を努めることがあります。

二 新たな改善計画の策定及びその実施に当たつては、国有林野事業が直面している構造的原因を認識するとともに、広く国民各層の理解を得つつ円滑に推進されるよう努めるこ

と。

三 林野・土地の売払いについては、それが国民の貴重な財産であることにかんがみ、関係審議会等の意見を十分聴取し、特に、林野についてはその有する公益性の維持・確保が図られることにも配意し、適切かつ公正に行うこと。また、その売払い実績については公表すること。

四 国有林野の機能分類に基づく類型化については、国民の多様な要請に応え、国有林野事業の管理経営上の指針とするという趣旨に沿り、適切かつ合理的なものとなるよう十分検討すること。

五 将來の要員規模については、国有林野事業の事業運営のあり方等を踏まえ、その使命達成を旨とした適切なものとなるよう検討すること。併せて、将来的要員規模・要員調整の進展状況、職員の年齢構成等を踏まえ、新規採用のあり方について検討を進めること。

また、いわゆる希望退職者の募集に当たつては、職員の意思を尊重した適切な運用が行われるよう指導を徹底すること。

以上でございます。

六 組織機構の整備に当たつては、地方自治体及び関係団体等の意見をも踏まえつつ、地元サービスの低下をきたさぬよう適切に対処すること。

七 国有林野事業の自己収入を確保するため、その大宗を占める林産物の販売に当たつては、木材需要の開拓推進、的確な市況・市場の調査、民有林とも連携した産地銘柄の形成等積極的な販売戦略の展開に努めること。

八 森林に対する国民の要請の多様化に対処しては、経常事業への影響の防止等その目的が十全に果たされるよう適切な運用を努めることがあります。

二 新たな改善計画の策定及びその実施に当たつては、一般林政施策ともあいまって、計画的な事業の発注等による経営の安定強化を図るとともに、雇用関係の明確化、労働条件の改善及び国有林内の安全対策について積極的な指導・監督を行ふなど、優秀な林業労働力の定着・確保に必要な労働環境の整備に努めること。

九 林業事業体の育成に当たつては、一般林政施策ともあいまって、計画的な事業の発注等による経営の安定強化を図るとともに、雇用

○大原委員長 この際、本案に対し、東力君外四名から、自由民主党、日本社会党、護憲共同公明党、国民会議、民社党及び進歩民主連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されています。

提出者から趣旨の説明を聽取いたします。藤原房雄君。

○藤原委員 私は、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党、国民会議、民社党及び進歩民主連合を代表して、国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

○藤原委員 私は、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党、国民会議、民社党及び進歩民主連合を代表して、国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

正する法律案に対する附帯決議(案)

国有林野及び国有林野事業は、木材の安定的な供給、国土保全等公益的機能の發揮等を通じ、国民生活の向上、国民経済の発展を図る上で、重要な役割を果たしている。

よつて政府は、これら国有林野事業に課せられた使命達成のため、森林の整備拡充に必要な措置を積極的に講ずるとともに、本法の施行に当たつては、長期的・総合的な展望に立つて、左記事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

一 国有林野事業の公益性及び累積債務処理の重要性にかんがみ、一般会計からの繰入れ等財政上の援助措置を積極的に講ずるよう努めること。

また累積債務と経常事業部門の区分について

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程等を通じて委員各位の御承知のところと思いますので、説明は省略させていただきます。何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

市町村等との一層の連携強化を図ること。

右決議する。

○大原委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○大原委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付すことに決しました。

○大原委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付すことに決しました。

○近藤國務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、決議の趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努力してまいりたいと存じます。

○近藤國務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、決議の趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努力してまいりたいと存じます。

○大原委員長 次に、内閣提出、森林法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大原委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○大原委員長 この際、本案に対し、宮里松正君外四名から、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党及び進歩民主連合を代表して、森林法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

提出者から趣旨の説明を聽取いたします。宮里松正君。

○宮里委員 私は、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党及び進歩民主連合を代表して、森林法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。案文を朗読いたします。

森林法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

近年、わが国森林・林業をめぐる情勢は、森林の有する各種機能の發揮に対する国民の要請が多様化・高度化する一方、国内の林業生産活動は、外材との競争の強まり等から停滞の度を深め、森林資源の維持培養を図る上でも憂慮すべき状況となっている。よつて政府は、森林整備の拡充、国産材需要の拡大、林業の活性化及び木材産業の体质強化等のため積極的な施策の推進を図るとともに、本法の施行に当たっては左記事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

一 全国森林計画等の見直しに当たっては、広く国民の意見並びに森林をめぐる自然的条件及び社会的経済的要請を踏まえ、適切な内容のものとなるよう十分配慮すること。

記

また、自然環境の保全等に対する国民の関心の高まりに対応し、これらの要請を適切に反映するよう努めること。

二 民有林及び国有林が一体となつた地域林業の振興を推進するため、森林計画の策定段階にとどまらず、その達成に向けた事業実行面での一層の連携強化が図られるよう努めること。

三 森林整備事業計画については、地域における森林の実態、森林整備の緊要性等を十分に勘案した適切な策定に努めるとともに、必要な予算の確保等その着実な実行の確保について特段の努力を傾注すること。

四 市町村森林整備計画の策定に当たっては、地域の関係者の意向等が適切に反映されたものとなるよう指導すること。また、計画の円滑な推進を図るため、市町村における林業行政体制の充実を図るとともに、所要の支援措置を積極的に講ずるよう努めること。

五 都道府県知事の裁定にかかる森林施業の代理制度については、現行勧告制度の運用等を踏まえ、裁定の基準を明確にし、公正な運用が図られるよう指導すること。

六 森林の公益的機能の高度発揮が期待される複層林施業等を推進するため、特定森林施業計画制度の創設・運用に併せ、その経営的・技術的な普及指導の積極的な展開に努めるこ

化、労働強度の軽減を図るなど、早急にその養成確保対策の拡充・強化に取り組むこと。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程を通して委員各位の御承知のところと思ふますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申します。

○大原委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○大原委員長 外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大原委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付すことに決しました。

○大原委員長 お諮りいたしました。農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。近藤農林水産大臣。

○近藤国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、決議の趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努力してまいります。

○大原委員長 お諮りいたしました。

ただいま議決いたしました両法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大原委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○大原委員長 次回は、来る十五日金曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時十九分散会